

第 2 日

1. 令和5年12月5日午前10時00分招集
2. 令和5年12月5日午前10時00分開会
3. 令和5年12月5日午後4時45分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸 要一	10番 笹 渕 賢 吾
11番 坂本敏彦	12番 高木 洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働和明	書記	鴨川 奈々
-------	------	----	-------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石原佳幸	教 育 長	米田 加奈美
総務課 長	石原康司	地域振興課長	野田 敏治
建設課 長	中嶋啓晴	税 務 課 長	大山 和説
住民環境課長	中原寿郎	まちづくり課長	坂口 圭介
保健子ども課長	宇野 貴子	福祉課 長	前田 洋子
農林振興課長	上原克彦	農業委員会局長	池上 圭造
学校教育課長	鍋島 忠隆	社会教育課長	益永 浩仁
特養施設 長	前 渕 康彦	病院事務部長	高木 浩昭
会計管理者	松尾 修		

12. 議事日程

日程第1 一般質問

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は5名の議員に一般質問通告一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について、一問一答で行います。第2項目からの質問は質問席から行います。

第1答弁については登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、木原議員の発言を許します。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 改めまして、おはようございます。

（おはようございます。）

3番議員の木原泰代でございます。令和5年第4回定例会一般質問2日目、午前1番目の質問者として登壇しております。

まず、傍聴席の皆様、本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。また、モニターにて御視聴の皆様には、この場をおかりいたしまして御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行しました今年の秋は、各種のイベントで元気に活動する子どもたちと出会うことができました。

1月14日には、令和5年度和水町アスリート文化人講演会事業が初めて開催され、元サッカー日本代表の前園真聖さんとロアッソなどでプレーされた原一樹さんとのスペシャルトークがありました。和水町の4年生以上の小学生と中学生全員が参加し、お二人が子どもの頃、好きになったサッカーを頑張ったことなどをお聞きし、目標や夢に向かって努力は挑戦することの大切さを学んだと思います。途中、サッカーボールを蹴っての交流も行われ、会場の和水町体育館は大いに盛り上がりました。

児童・生徒にとって思い出の残る時間になり、やりたいことを見つけ、目標に向かってチャレンジをしようと考えた児童・生徒も多かったのではないかと思います。

今後も、このような取組が続くことを期待しております。

さて、ここで、和水町の児童・生徒を取り巻く環境を見てみますと、スクールバスの導入、部活動の地域移行や放課後の居場所、そして、3年に及ぶコロナウイルス感染症等、大きく変化をしております。健康について見てみますと、肥満と判定される児童・生徒の割合が全国平均よりも高く、「今後、一層、健康体力の向上に向けた取組を行っていく」と、先の議会で答弁がありました。

今回、改めて児童・生徒の健康体力の状況を共有し、健康や体力向上に向けて町民の皆様と広

援すべく質問をいたします。

質問項目 1、和水町の児童・生徒の健康や体力の状況と向上に向けた取組について。

要旨（1）近年、児童・生徒を取り巻く環境の変化の中、健康や体力の状況について問う。

要旨（2）児童・生徒の健康や体力の向上に向けた取組について問う。

1 回目の質問の要旨は以上です。簡潔な答弁を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

本日は5名の方の一般質問が予定されております。傍聴席、そしてテレビモニターにて傍聴されている町民の皆様、お忙しい中、足を運んでいただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、3番議員からの御質問に対して答弁を申し上げます。

質問事項の1、児童・生徒の健康や体力の状況と向上に向けた取組について。

質問の要旨（1）「児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化している中、児童・生徒の健康や体力の状況について問う」についてお答えします。

近年、児童・生徒を取り巻く環境は、少子高齢化・核家族化の進行に伴い、児童・生徒数の減少、多様化、複雑化する社会状況など大きく変化していると認識しています。

また、新型コロナウイルス感染症が本年の5月、5類に移行したところですが、3年に及ぶコロナ禍は児童・生徒の健康や体力に大きな影響を及ぼしたものと認識しており、非常に危惧しているところです。

健康の実態に関しては、町では和水町地域学校保健委員会の中で、和水町児童・生徒の健康実態について報告が行われています。

また、体力の状況に関しては、小学校5年生、中学校2年生が対象の全国体力運動能力、運動習慣等調査や全学年対象の熊本県体力・運動能力調査が行われ、調査結果が出されているところです。

詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（2）「児童・生徒の健康や体力向上に向けた取組について問う」についてお答えします。

児童・生徒の健やかな成長にとって、健康や体力向上の取組は非常に重要であり、各学校で取り組んでいただいていると認識しております。

こちらにつきましても詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問の要旨（1）「児童・生徒を取り巻く環境が大きく

変化している中、児童・生徒の健康や体力の状況について問う」についてお答えします。

まず、健康の実態についてです。

和水町地域学校保健委員会において、発育状態、栄養状態、視力、歯科検診などの定期健康診断結果及び生活習慣調査結果の報告がなされております。この報告によりますと、今年度、身長や体重の発育状態は女子のほうが全国平均を上回る学年が多い状況です。

次に栄養状態ですが、肥満度20%以上の町内の小学生は全体の約11.8%、中学生は約12.1%です。視力につきましては、裸眼視力1.0未満者の割合は小・中学生ともに全国平均よりも低い状況ですが、中学生は昨年度の町の割合と比較しますと増加傾向にあります。

歯や口腔の状態につきましては、まず、虫歯保有者率についてお答えします。

小学生は36.7%で平成29年度から全国平均を下回っていますが、町の推移を見てみますと昨年度より増加傾向にあります。中学生は18.3%で、平成29年度から全国平均を下回っており、昨年度よりも低い状況です。歯列・咬合とって歯並びやかみ合わせにつきましては、要観察、要相談となった児童が平成30年度からは40%台で推移し、歯垢付着や歯肉炎は中学生は昨年度に比べて増加している状況です。

次に、体力の状況です。

小学校5年生、中学校2年生が対象の全国体力・運動能力運動習慣等調査によりますと、全国の平均値を50とした場合、小学5年生は、令和3年度男子で51.9、女子で53.9、令和4年度男子で50.4、女子で51.1。中学2年生は、令和3年度男子で48.8、女子で50.1。令和4年度男子が50.6、女子が50.7です。

この結果を見ますと、小・中学校とも全国平均を若干、上回る傾向となっております。

また、熊本県体力・運動能力調査の結果で、県の基準値を下回る数で見てみますと、各学校、各学年で違いはありますが、和水町全体では、反復横跳び、ボール投げが下回っている数が多い状況です。

次に、質問要旨（2）「児童・生徒の健康や体力向上に向けた取組について問う」についてお答えします。

まず健康の向上に向けた取組についてです。

各学校では、健康に関する検査等の結果を家庭に通知したり、保健だより等で啓発等を行ったりしています。

特に、歯に関してはフッ化物洗口や歯の教室、歯の染めだし、歯磨きカレンダーなど様々な取組を行っています。

また、肥満傾向の児童・生徒に関しては、個別に指導や家庭連絡を行っております。

体力向上に向けた取組に関しては、全体的に運動量を確保するために、体育の授業のみならず、朝や昼休み、放課後にもレクリエーションやランニングの時間を設定するなど各学校で工夫して取り組んでおります。

全国や県の調査結果を分析し、体育の授業のほか各学校で体育委員会が中心になって課題が解決できるよう工夫して取り組んでおります。

例えば、握力に課題がある学校では、投げる力に課題がありますので、的当てを作ったり、ドッジボール大会を企画したりしております。

子どもたちが少しでも自分の時間を見つけて体力づくりにチャレンジするよう県教育委員会が資料提供する自分でできるセルフ体力テスト、セルフトレーニングを生かした取組も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 学校検診、体力調査の結果について詳しく答弁いただきました。

要旨（1）について、再質問をいたします。

要旨（1）で説明していただいた結果をどのように評価しておられますか、お尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問にお答えします。

健康や体力ともに児童・生徒の実態を把握し、各学校で工夫して対応されているものと認識しております。

今年度の肥満度20%以上の割合につきましては学年によって差があり、令和4年度の各学年の割合と比較したところ、県・全国平均よりも上回っている学年は小学校で3つの学年、中学校では1つの学年となっております。

また、昨年度と今年度を経年比較しますと、ほとんどの学年で割合は低くなっている状況です。

ただ、肥満の傾向が高まっていることには危惧しており、今後の対応がますます重要になってくると思っております。

取組はすぐに効果が上がるものではありませんので、関係各課や家庭ともさらに連携して情報共有等を行う必要があると考えております。

教育委員会としましては、体力運動能力調査結果をさらに学校ごとに経年比較をしたり、学校や学校区ごとに結果をまとめたりして、校長会等で情報提供しているところです。

ちなみに今年度は、菊水中学校が体力向上優良校に県の中で選ばれております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 実態に応じて、各学校で取り組んでおられることが分かりました。

今後も家庭とも連携を密にし、取り組んでいただきたいと思います。

教育委員会では、夏休みを利用して小学校6年生の希望者に血液検査が行われていると思いますが、今年度の受診状況や結果について教えていただければありがたいです。

○議長（高木洋一郎君） 血液検査の結果等についてという質問です。

執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの木原議員の質問にお答えいたします。

まず、血液検査をされた人数ですけれども、菊水小で49人中35人、それから三加和小学校では20人中14人が受検をされております。大体、両小学校合わせて7割が受検をされている結果になっております。

それから、その7割となった49人のうちなんですけれども、保健の指導対象者になれる児童は13名でした。保健指導となる等、それから脂質、血圧などの判定数値以上の児童は例年、ほぼ同数の人数となっておりますけれども、尿中塩分量が基準より高い児童が約8割と、ここ何年か続いております。ちょっとそれが継続しているというところで、懸念をしているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。健康診断の結果はどのようにして説明をされていきますか、血液検査の。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 木原議員の御質問にお答えいたします。

血液検査の結果説明については、保健子ども課の保健師が行っております。小児ガイドラインを基に、先ほど申しました保健指導対象者をまず抽出いたしまして、対象となられた親子に対して、児童の血液検査の数値、それから日々の生活を振り返りながら、体の中で起こっていることを一緒に確認をして行っているところです。

この説明会は、子ども自身が血液の中身、それから血圧を知ることによって生活習慣予防の意識付をする貴重な機会かと思っております。

また、食習慣それから生活リズムを見直してもらうだけでなく保護者も家族全体の健康を考えるよい機会となっていると考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 健康診断の説明について答弁いただきました。

血液検査の結果は、食べたものが体の中でどのような処理をされているかという代謝というその変化する力が分かります。児童の血液検査の数値や日々の生活を振り返りながら、体の中で起こっていることを一緒に確認し、生活を振り返る機会になつてということをお聞きし、保護者や家族全体の健康を考える機会にもなっているということが分かりました。

血液検査は学校保健法の検査項目には入っていないと存じておりますが、町の健康増進計画の中でも大事な事業と位置づけて教育委員会と連携をしながら取り組んでいただいていることと思います。

この検査の結果を学校や学校の栄養士さんと町の保健部局と連携して、児童・生徒の健康向上に取り組んでいただきたいと考えておりますが、このような実態は共有されてますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの木原議員の御質問にお答えいたします。

学校との連携、共有ということですが、毎年1回、開催されております和水町の養護部会において、血液検査の結果や保護者に行った説明会の内容を報告して共有をいたしております。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。連携は本当に大変だと思いますが、体の土台を作る大切な時期、実態を共有して取り組んでいただきたいと思います。

また、小児のガイドライン等で必要な検査項目が出たときは、追加の検査項目とかを検討してもいいのではないかなと思いますがいかがですか。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの木原議員の御質問にお答えいたします。

血液検査の項目につきましては、議員がおっしゃったとおり、今現在、小児ガイドラインに沿って血液検査を実施しているところです。

今後、その小児ガイドラインに検査項目として追加をされた場合は、教育委員会と協議を行った上、検討を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。本年度は、各種の健康に関するデータを分析し、データヘルス計画、健康増進計画、介護保険事業計画等を策定されていると存じます。

和水町の健康課題である生活習慣病の発症を予防するためにも、各種のデータを共有しながら、学童期の健康教育を行っていただくことを期待します。

質問を続けます。

先の11月、次年度の令和6年度の放課後児童クラブの申し込みがあり、今、取りまとめの段階だと思います。令和5年度は小学生の45%が放課後児童クラブに登録しておられるとお聞きしておりますが、間違いありませんか。

○議長（高木洋一郎君） 今のは健康と体力の向上と関係する質問でしょうか。

○3番（木原泰代君） はい、要旨（2）に関係します。

○議長（高木洋一郎君） もう（2）に行ってるわけですね。

○3番（木原泰代君） はい、すみません。

○議長（高木洋一郎君） （2）の質問ということで賜りますが、向上に向けた取組について関連、その質問を趣旨としてお尋ねになるわけですね。

○3番（木原泰代君） はい。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの木原議員の御質問にお答えいたします。

菊水校区、それから三加和校区で1年生から6年生までを平均しますと、今おっしゃったとおり約45%の子どもさんが学童に登録をされております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。和水町の放課後児童クラブは4つあり、参加者の人数も活動内容もそれぞれだと思います。

放課後児童クラブの指針も踏まえ活動されていると思いますが、具体的にはどのような活動をされていますか、教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 健康や体力向上に向けた学童クラブの施策ということの質問ですね。執行部の答弁を求めます。学童クラブです。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの木原議員の御質問にお答えいたします。

菊水地区がなごみ学童、それから菊水小学童クラブの2か所、三加和地区は春富保育園、それからあおば保育園の2か所で実施をしております。

利用登録人数ですけれども、なごみ学童が78名、菊水小学童が57名、それからあおば学童クラブが27名、春富保育園の学童が35名ということで、町内197名の児童が学童を利用しているところです。

お尋ねの活動内容というところですが、4つの学童クラブとも基本的には自由遊び、それから宿題等の自主的な学習、それからおやつを食べながら保護者のお迎えを待つというような活動となっています。このように、基本的な生活に関すること、また、生活全般に関する活動内容を主としてやっているところです。

また、それぞれの学童クラブ、それぞれ特色を生かした活動もされておりまして、例えば、運動を中心としたイベント、それから学習面を中心としたそろばん学習、本読み等、それぞれ特色を生かした活動内容をやっているということです。

それから、長期休暇の夏休み等にはプール遊び等も取り入れられているということです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 質問者及び答弁者に申し上げます。

この要旨に関する質問、そして答弁については、質問された事項について簡潔に答弁をお願いします。

ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 答弁いただきました。子どもたちの放課後の安全な居場所や教育的な配慮や遊びや体力の向上の支援が行われていることが分かりました。

先ほど、教育長から、本町の子どもたちの健康・体力の実態の報告がされましたが、ぜひ放課後児童クラブにおいても、子どもたちの実態を共有し、体力健康の向上につながるような活動内容を引き続き、お願いいたします。

要旨（2）について、再度、質問をいたします。

令和5年2月8日、議会全員協議会において、「部活動の廃止等で学童の利用が増えているが、放課後子ども教室や社会体育と連携し、子どもの居場所や過ごし方を検討していく」とお話がありました。

その動きを簡潔に教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 今の質問も他のクラブ等々について、体力向上や健康維持について、どのような施策をしているかという質問ですね。

執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの木原議員の御質問にお答えいたします。

子どもたちのその社会体育と連携した子どもの居場所というところですが、教育委員会と検討課題について、まず共有をしまして、それから、放課後にスポーツ活動等を推進されている南関町を社会教育担当と一緒に視察を行ったところです。

それから、今年の8月に小学校の子どもさんの保護者を対象に子どもたちの放課後、何をしたいかというところでニーズ調査を行ったところです。

その中で、やはり放課後、体を動かして遊ぶというところを希望されておりました。

この調査結果をもとに、現在、教育委員会と具体的な対策について協議を行っているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 答弁いただきました。民間のボランティア等で放課後の居場所や支援を、子ども教室等、支援をしているグループもあると思います。また、ボランティアでクラブ活動の支援をしてくださっている方もいらっしゃるかと存じています。

あるグループからお聞きしたのですが、「運営に関して、財政的な支援が少しでもあれば」とお聞きしております。

民間のボランティア等についての、ここ少しちょっと関係しております。聞かせてください。財政的な支援について、お考え等があれば、教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 児童・生徒の健康体力向上のためにボランティアで活動されている

方々に対する財政支援についてどのように考えるか、あるいはしているかという問いということで、受け止めさせていただきます。

執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 木原議員の御質問にお答えします。

教育委員会では、まず放課後子ども教室を実施しております。また、保健子ども課では学童クラブを実施しており、子どもたちの放課後の居場所づくりに努めております。

民間のボランティア等の財政支援については、現在は支援を行っておりませんが、今後は実態調査を把握して、しっかり検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 次に考えていた質問もありますが、次の質問もありますのでまとめさせていただきます。

今後も、子どもたちの健康や体力向上につながるような実態を把握しながら、また児童・生徒、保護者の思い、指導者とかいろいろな社会資源とも協議を重ねながら、子どもたちが目標に向かってチャレンジできる健康と体力の向上ができる環境を整えていただくことを希望して、次の質問に移らせていただきます。

すみません、ぐだぐだして申し訳ございませんでした。

1 項目めの質問では、「今年の秋は多くの児童・生徒と接してうれしく感じた」と発言しました。と同時に、不登校の子どもたちはこの時間をどのように過ごしているのだろうか、思いをはせました。

令和4年12月の議会では、不登校となっている児童・生徒の居場所や支援について質問しましたが、「コロナもあり少し微増傾向にある」という報告をいただきました。

また、不登校の児童・生徒の支援については、「学校全体で取り組んでいるということや、令和4年度から不登校対策の学習支援員として町の会計年度職員を配置できるような体制をとったが、少し、3名体制を取ったが2名しか配置できてない」ということの答弁がありました。

また、「別室や家庭とオンライン等でつないだ授業等を行っている」という答弁もいただきましたが、昨年からの質問から1年を経過しておりますので、再度、和水町の不登校となっている児童・生徒の状況について質問をさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 木原議員、質問事項及び質問の要旨について一旦。

今、質問事項の2ですよね。

○3 番（木原泰代君） はい、2です。

○議長（高木洋一郎君） 読み上げてください。

○3 番（木原泰代君） 不登校となっている児童・生徒の支援の状況について。

要旨（1）町内の小・中学校において、不登校児童・生徒の人数について問う。

要旨（２）不登校児童・生徒の支援と教育について問う。

１回目の質問の要旨は以上です。簡潔な答弁を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の２、不登校となっている児童・生徒の状況と支援について。

質問の要旨（１）「町内の小・中学校において、不登校児童・生徒の人数について問う」について、お答えします。

不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上、欠席した者のうち、病気や経済的理由によるものを除いたものと定義されております。

不登校児童・生徒数は全国的にも近年増加傾向にあり、町としても危機感を持ちながら注視している状況にあります。

詳細な人数などにつきましては、教育長より答弁いたします。

次に、要旨（２）「不登校児童・生徒の支援と教育について問う」についてお答えします。

不登校により教育の機会が奪われることは避けなければならないことであり、学校においても、担任、管理職、支援員など組織で対応されているとともに、外部の専門家などとも連携しながら取り組まれていると認識しております。

こちらについても、詳細につきましては教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の木原議員の質問の要旨（１）「町内の小・中学校において、不登校児童・生徒の人数について問う」についてお答えします。

町内の小・中学校における10月末時点の不登校児童・生徒数は小学校で4名、中学校で6名、計10名となっております。

なお、令和4年度の不登校は小学校で4名、中学校で10名、計14名でした。

次に、要旨（２）「不登校児童・生徒への支援と教育について問う」についてお答えします。

先ほど、議員からも説明がありましたように、不登校の児童・生徒につきましては、学校では担任、養護教諭及び管理職など組織で対応していただいております。

なお、町内小・中学校の不登校児童・生徒の個別授業や指導を行っていただくために、昨年度から町で支援員を菊水小、菊水中、三加和小・中にそれぞれ1名、計3名配置できるような体制をつくっております。

ただ、1名未配置ですので、現在は三加和小・中、菊水小・中にそれぞれ1名配置しています。

また、なかなか教室に入ることができない児童・生徒に対しましては、別室や家庭と教室をつないでのオンライン授業、タブレットで健康観察を行ったり、事業の学習内容や学習課題を送信

したりと、個に応じて取り組んでいるところです。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家とも連携して取り組んでいます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 答弁いただきました。要旨（1）について、再質問をします。

今年度の10名はどのようなきっかけで不登校になったか、把握できている範囲でお答えください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問にお答えします。

昨年度の調査によりますと、不登校の主たる要因として一番多かったのが、親子の関わり方、次に無気力、不安ですが、1 つには限定できず、学業の不振や生活リズムの乱れ、進路に係る不安、友達関係、家庭の生活環境の変化など多岐にわたり複雑化している状況で、ほとんどの児童・生徒が前年度からの不登校となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 答弁いただきました。不登校の期間はどのくらいですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問にお答えします。

10月末現在で90日以上が5名です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 答弁いただきました。

要旨（2）について、質問します。

ここで、状況は大きく違うと思いますが、不登校になった初期はどのように対応されますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問にお答えします。

初期対応として、「愛の1・2・3運動+1」を実施するようにしています。これは欠席1日目は電話連絡、2日目に家庭訪問、3日目は学校組織で対応、そして欠席10日に達する前に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家と連携するように取り組ん

でいます。このように初期の段階で専門家を交えた支援を行うことが有効だと考えております。

また、各学校では不登校対策委員会等を実施して対応していただいております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 答弁いただきました。

学校では相対で関わられているということでしたが、役割分担はどのような役割分担でしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問にお答えします。

担任や学年主任、それから養護教諭等による家庭訪問、教育相談の実施、また、特別支援教育コーディネーターや養護教諭等によるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの関係機関への派遣日程調整を行っております。

学校全体としましては、定期的に見詰める会や、先ほど、お話ししました不登校対策委員会等を通して情報共有、共通理解を行っております。

そのほかにも、未然防止として自己肯定感や自己有用感を味わうことができる支持的風土のある魅力ある学校づくりにも努めています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 答弁いただきました。

要旨（2）について、「今年度も学習支援員の確保はできなかった」と答弁がありましたが、小・中の連携でされていますが、十分な支援はできているのでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問にお答えします。

先ほど言いましたように、今年度は1人未配置でしたので、菊水小・中学校に兼務として配置しております。まだ十分ではありませんので、そこはまた今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 今年度、フリースクール等に通っておられる方はありますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 現在、フリースクールに通っている子どもはいません。

子どもの居場所づくりを目的とした民間施設に通っている子どもや放課後デイサービスを利用している子どもはいます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） フリースクールの金額等も大体、把握されていますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問にお答えします。

現在、町内の不登校児童・生徒等が利用している施設等の費用については、おおむね把握しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） フリースクール就学への補助等の要望等はありませんか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問にお答えします。

現在、教育委員会には要望等の声は届いておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 答弁いただきました。家庭で過ごしておられる場合もお金がかかっていることは想像できます。

就学支援費制度等を利用されている児童・生徒が不登校になった場合の支援はどうなりますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問にお答えします。

民間施設等の出席状況に応じて、給食費と同等の金額を支援しているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 答弁いただきました。先ほど、長期の支援の方もあるというふうな答弁でした。

進路のこともあるでしょうし、学校では対応できないことも多いと思います。具体的にはどのように対応しておられますか。重なる部分は省いて結構です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問にお答えします。

先ほどの答弁と重なりますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家、また町の福祉部局等にも連携してケース会議等を実施しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 答弁いただきました。不登校児の居場所について、昨年の12月の答弁では、「現在の取組を評価検証してみる」と答弁がありました。

不登校児童・生徒の支援で、町として不登校児の居場所づくり等、検討されましたでしょうか

○議長（高木洋一郎君） 不登校児の居場所づくり、その後、どういう検討をし、どうしているかという質問です。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問にお答えします。

昨年度から、先ほど申しましたように不登校の児童・生徒に関わる支援員を町で配置しましたので、その検証を現在、学校にも訪ねて行っているところです。

また本年度は、近隣自治体で行っている不登校対策を学ぶために、教育委員の皆様と一緒に研修に行ったところです。

今後、町としてどのような居場所づくりができるのかを検証していく予定です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 答弁いただきました。不登校時の児童・生徒の不安や焦りは物すごいものがあると思います。また、不登校児童・生徒を支える御家族の不安や苦悩はそれ以上だと想像します。

全員の保護者とお話しする機会は持ち得ていませんが、一部このような声がありましたので、紹介をします。

特別視をされることは避けたいが、長期欠席児童・生徒の保護者会があればありがたい。通常

の会議と同様、または近い日程で行ってほしい。保護者会の内容は、日々の接し方や児童の・・・について専門家の話を聞く。その他、親として意見交換、悩みなど、父親の参加も大歓迎。会場は学校で行うが、教職員や負担軽減のために、外部の保健師と心理士等が同席があればありがたい。小学五、六年生ないし中学生については、進路の提案もお願いしたい。

今、紹介したのは一例です。10名の方それぞれに関わられて、そのようないろいろな御希望をお持ちの保護者があると思います。それぞれをつなぎ合わせると、何か知恵が出てくるのではないかなと思いますので、御検討をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 答弁、要りますか。

○3番（木原泰代君） はい、答弁も。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問にお答えします。

現在はここに相談等に対応しているところですが、町外の学校で茶話会形式で実践されているところもあると聞いております。状況を確認し、検討してまいりたいと思います。

貴重な意見ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 長洲町では、はぐくみ館に職員を常駐させての相談窓口があります。

和水町は、今後どのようにされていきますか。

○議長（高木洋一郎君） 支援の方法ですね。

執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの木原議員の御質問にお答えします。

長洲町にあるはぐくみ館については、子育て世代の育児、それから不登校児の相談を受けて支援が行われております総合支援センターであることを認識しております。

お尋ねの本町の取組ということですが、令和6年4月からは、長洲町と同じ機能を持つ子ども家庭センターを保健子ども課内に設置しますので、専門職の配置など、現在の相談体制をより拡充していく予定でおります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。総合支援センターは保健子ども課内に設置するというふうなことで認識してよろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今現在では保健子ども課内に設置をする予定であります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 長洲のように別のところに拠点があると、本当に居心地のいい拠点だとは思いますが、別のところにつくると、職員の分散配置とか配置の問題が出てきます。

だけど、役場内はとても手狭で、ただでさえ保健子ども課の人口密度は高いように感じています。いずれにいたしましても、保護者や子ども、何か相談しやすい場所が何か役場内にでき、何かできるように知恵を絞っていただきたいし、また場所ができれば、その周知を徹底してほしいなと思います。

相談機能は、ほかのいろんな拠点があるところよりも和水町の相談はすばらしい相談体制があると思いますので、ぜひ相談しやすい雰囲気づくりの居場所をつくっていただきたいなと思います。

不登校という大変、本当につらい経験から、そこを「あそこは自分探しの場所になってステップになったなあ」というふうなそのことを児童・生徒が体験できるようなその関わりを、そして、将来まで見通した継続した支援を本当にお願ひして、少し早いですが一般質問の終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、木原議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前11時05分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、齊木議員の発言を許します。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

令和5年12月5日火曜日、午前11時5分、6番議員、齊木幸男の一般質問を始めます。

12月議会2日目の一般質問です。

傍聴席の皆様、テレビモニターの前の皆様、お忙しい中、傍聴いただきありがとうございます。また、後日、会議録をお読みになる方は、どうか最後のページまでお読みください。

私の議員2期目のスローガンは、子育てするなら和水町です。まず、県北地域で子育てをするなら和水町が一番よいまちであると言われるようにしようです。

では、会議規則の規定により通告した3件の一般質問をさせていただきます。

質問事項1、町行財政運営及び給食費の無償化について、

質問の要旨（１）子育て支援基金の計画について問う。また、どのような事業に充てられる予定か問う。

質問の要旨（２）学校給食費の無償化は子育て世帯にどのような影響を与えたか問う。

質問の要旨（３）学校給食費の無償化はいつまで続けていく考えか問う。

あとは質問席にて質問させていただきます。執行部におかれましては、持ち時間内に終わるよう、簡潔明瞭に御回答ください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の１、町行財政運営及び給食費の無償化について。

質問の要旨（１）「子育て支援基金の計画について問う。またどのような事業に充てられる予定か問う」についてお答えします。

子育て支援基金については、和水町子育て支援基金条例で規定のとおり、次の世代を担う子どもを安心して育てられるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減や子育て環境の充実を図る事業に要する経費の財源に充てるため、本年６月９日に設置しました。

また、令和５年７月１日に行った和水町子ども子育て応援宣言において、「安心して子育てしたい」「この町で子育てしてよかった」「この町で育ったことを誇りに思っていてほしい」など、誰もが望む子育てへの願いや希望が実現できるよう、子育て応援プランの事業を示し、この事業の取組の財源に充当することを目的としています。

子育て支援基金の原資はふるさと応援寄附金基金の一部を積み立てることとしており、基金積立の目標額は令和４年度から令和７年度までの４年間で８億円を目指し、今後１０年間に於いてこの財源を活用し、子育て支援を実施していく計画です。

また、子育て支援基金を活用する主な事業としましては、出生祝金事業、入学祝金事業、小中学校給食費の無償化事業、保育園の副食費の無償化事業となっております。

次に、質問の要旨（２）「学校給食費の無償化は子育て世帯にどのような影響を与えたか問う」についてお答えします。

今般の社会情勢における物価高の影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、地域の豊かな食材の活用や栄養バランスのとれた安心安全な学校給食を提供することで、子どもたちの健康や心身の健全な発達を促進することを目的に、本年４月より学校給食費の無償化を実施しています。

給食費無償化により、家計の義務教育費の低減につながり、就学後に必要となる習い事や塾など、家計負担に対する心理的負担の軽減にもつながっていると考えております。

次に、質問の要旨（３）「学校給食費の無償化はいつまで続けていく考えかについて問う」について、お答えします。

給食費の無償化については現在、国においても学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策などの実態を把握しつつ、課題の調整を行うこととされているところです。

今後、国の動向を注視しながら事業を実施してまいります。3月定例会、令和5年度施政方針で御説明しましたとおり、和水町が子育て応援のまちとして認知され、子育て支援が実を結び、移住定住者の増加、出生数の回復につなげていくためには、最低10年間は継続した支援を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 要旨（1）の再質問をさせていただきます。

町長の答弁にありましたとおり、子育て支援基金は令和5年7月1日に、和水町子ども子育て応援宣言と同時に設定されたわけですね。和水町の子どもたちの健やかな子育て支援をするために子育て支援基金はあると考えております。

私は、この考えを以前より持っておりましたので、令和4年12月議会の一般質問で、「ふるさと納税寄附金で子育て基金をつくり、給食費の無償化に充てては」と質問をしております。

その後、令和5年6月議会で、次世代を担う子どもたちを安心して育てられるよう、子育て世代の経済的負担の軽減や子育て環境の充実を図る事業に要する経費の財源に充てるため、子育て支援基金条例が議決され子育て支援基金はできておると思っております。

再質問として、「子育て支援基金の財源は主にふるさと納税の寄附金」と答弁がありましたが、「基金積立の目標額は4年で8億円、今後10年間はこの財源を活用して計画的に子育て支援を実施する計画」とのお答えでした。

再質問として、現在、積立計画は順調に進んでいると思いますが、今年度は予定どおり積み立てられるかどうか、状況をお聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに執行部の答弁を求めます

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 齊木議員の御質問にお答えします。

令和4年度末の基金がありまして、それを一旦、令和5年度のときに取り崩して入れるわけですが、3月の定例会のときにお示しして2億円を予定額として考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。私は、この給食費の全額無償化のために、平成30年6月からこれまで5年間にわたって8回の一般質問をしております。今回で、この給食費に関しては、9回目の質問になります。

思い返れば、令和4年12月、最後の8回目の質問では、「給食費の無償化の財源を確保してもらいたい。それはふるさと納税の寄附金が適している」ということを提案させていただきました。

私は、ふるさと納税の寄附金を給食費の無償化に使うことは、寄附者の意向に沿った有効な使い方と考えております。

町民の方にも分かりやすく言うと、2008年、平成20年に始まったふるさと納税制度です。今年で15年目です。始まった当時は、名古屋市は約700万円、それが一昨年は7億円、昨年度は6億8,000万円。今年度は8億円を予定しているようです。多くの寄附金が地域に循環したことで、地域経済の発展に寄与しています。

ふるさと納税の返礼品ばかりに目がいきますが、私はふるさと納税の寄附金の使い方、この寄附金はどう効果があったかに目を向けるべきとずっと考えておりました。

ふるさと納税は、他の自治体の税収をいただき、和水町の発展のために使わせていただくことだと考えております。和水町の発展のために、他の自治体の税収を使うわけですから、和水町の課題解決に使うことはもちろんですが、寄附者の意向に沿った使い方をすることも忘れてはならないと考えております。そして、しっかり税収をいただいた自治体などにお返しもしなければならぬと思っております。

自治体へのお返しというのは、ふるさと納税で和水町がいろいろな事業をし、成功モデルをつくり、他の自治体の見本になることと私は思っております。横並びと言われる行政の政策の底上げの牽引役に和水町になるべきではないかと思っております。

私は、この行政の横並び思想と言われておりますが、行政の政策が一つ突き抜けた成功が一斉にスポットが当たり、注目が高まり、そして他の自治体のお手本になります。そして、自治体全体の政策が底上げされていくと思っております。自治体が成長することで、和水町が成長することで、いただいたこの寄附金のお金の恩恵を報いるべきだと考えております。

再質問とします。要旨1の再質問です。

ふるさと納税で子育て支援基金ができています。私は、町長の答弁どおり子育て支援事業を進め、成功モデルをつくり、和水町は他の自治体の見本または牽引役になるべきと考えております。

再質問として、和水町が子育て支援事業で実績を上げ、成功事例をつくり、他の自治体の見本になるべきこの考えについて、町長の感想をお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

趣旨は、全国のふるさと納税を活用して子育て支援の先進地になってほしいと、その考えについてどうかということで理解してよろしいですか、齊木議員。

○6番（齊木幸男君） はい。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

今回の子ども子育て応援プランについて7月1日からスタートし、各種事業を4月からスタートしたところです。まだ開始から8か月しか経過しておりませんので、成果を評価するという時間にはまだ至ってないと思いますけれども、しっかりとこういった事業を継続していく中で、全国の皆様に子ども子育て応援のまち和水町をしっかりと広くPRしていきたいというふうに考えております。

併せて、全国の皆様から御寄附いただいておりますふるさと納税、これを現在の町の最優先課題と捉えております少子高齢化、人口減少、これにしっかりと活用していき、町民の皆様、子どもからお年寄りまで皆様が笑顔になるまちづくりというのを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 要旨（１）の再質問として、今、町長から答弁いただきましたが、力強い答弁でした。

今言ったとおり和水町成功事例をつくるためにも、他の自治体がやってないから、しないからということではなく、効果が期待できることなら、和水町独自でも新しい政策をどんどんやっていくべきだと私は考えておりますが、町長のお気持ちを聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 子育ての話ですか。

○6 番（齊木幸男君） そうですね、だからほかの自治体がやってなくても、効果があるなら取り組んでほしいということです。

○議長（高木洋一郎君）

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

繰り返しになりますが、この４月から新たな事業を幾つかスタートしております。出生祝金の拡充、入学祝金、そして給食費の無償化ですね。

現在は、これをしっかりと進めていくことを考えておりますので、効果・検証ができる年が来た時点で、再度、新たなプランというのも見直していく必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 要旨（２）の再質問に移ります。

「給食費の無償化は、就学後に必要となる習い事や塾など家計負担に対する心理的負担の軽減にもつながる」との答弁でした。

私は、給食費の無償化の効果として、子育て世代の経済的負担の軽減はもちろんですが、社会全体の公平性を向上させ、将来、日本を担う未来世代、子どもたちに対する投資を増やす効果があると考えております。

給食費の無償化は、世代間の格差の是正にも効果があるということを質問させていただきます。世代間格差の是正とは、一般的には世代間の格差、世代によって異なる負担の差。世代間格差

とは、一生の間に政府や自治体から受ける年金、社会福祉をはじめとするサービスの格差、また、税金などの負担の差が世代によって異なることを言っております。

今、日本で給食費のこの無償化を行うことによって世代間の格差の是正に対する一つの取組になると言われております。給食費の無償化で子育て世代の経済的負担が軽減したことで、子どもたちへの教育投資が増え、また、将来的に社会全体の生産性や経済活動が活性化する可能性があると言われております。

要旨（２）の再質問として、給食費の無償化は、世代間格差の是正にも効果があるとの考え方について、町長の感想をお尋ねします。

我々世代の年金の受給額は今の受給者よりも低くなると言われておりますが、さらに下の世代は制度があるかどうか分からないとも言われているのが現在だと思っております。

こういう中であって、給食費を無償化することは、若者世代が一生の間に、政府や自治体から受ける年金、社会福祉をはじめとするサービスの格差是正にも効果があると私は考えますが、これは町長の感想だけで結構ですが、感想をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 町長質問の意味分かりましたか。

○町長（石原佳幸君） 何となく。

○議長（高木洋一郎君） 簡潔に。もう一度、よろしいですか。

○６番（齊木幸男君） 給食費を無償化することによって、若い世代の方が払うべき給食費を払わなくていいわけですね。ですから、年金が減るということが言われてますが、そうした場合に、これをまず和水町が先にしたことによって、少しでも差が緩和するというんですか、「かな」という考えがありますので、感想を求めています。それがどうかというのは、もうちょっと難しいからですね。

○議長（高木洋一郎君） 感想を求められております。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、国の年金政策については、私は答弁を差し控えますけれども、私の子育て世代への思いというのがありますので。

まず、先ほどの繰り返しになりますが、現在の和水町の最大の課題というのは少子高齢化・人口減少と捉えております。少子高齢化が進行することにより社会保障費の増加が見込まれます。また、生産年齢人口の減少によつて税収入の減少などが見込まれます。町の財政はますます厳しさを増していくことが予想されております。

こうした状況に歯止めをかけるため、若者世代の流入、流出の抑止、出生数の維持回復を目的に今回、子ども子育て施策を開始したところです。

子育て世代の増加、子どもたちが増えていくことで将来の和水町をつくっていく上で必要なことであり、子育て支援策として行う事業は未来の和水町、未来の子どもたちへの投資であると考えて進めております。

子育て支援への取組については、高齢者世代、子育て世代全ての町民の皆様に御理解いただけるよう、今後も丁寧に御説明を重ねながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 要旨（2）の再質問です。

今の答弁からするとお答えが大変難しいかもしれませんが、給食費の無償化をすることによって、現在、教育環境は向上したかどうか、この影響があったかどうかお答えできましたら、お答えください。

○議長（高木洋一郎君） 無償化によって教育の効果が上がったかという。

○6 番（齊木幸男君） そうですね、教育の環境が向上してるかどうかということですね。

○議長（高木洋一郎君） そういうことですね。はい。

執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） 齋木議員の質問にお答えします。

教育環境が変わったかという回答になるかはちょっと分かりませんが、児童・生徒からの給食費の基本、毎月の徴収をはじめ未納者対応などの業務が不要となっておりますので、職員の事務コストの軽減につながっているというところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 答弁いただきました。

今の答弁からすると、「学校給食費を集める事務負担がなくなったので、行政サービスが効率化した」ということでよろしゅうございますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） お答えします。御認識のとおりでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 要旨（3）の再質問に移ります。

子育てするなら和水町です。まず、県北地域で子育てをするなら和水町が一番よい町であると言われるためには、この給食の無償化、ずっと続けていただきたいと考えております。

再質問は、政府も異次元の少子化対策、こども未来戦略方針を打ち出しています。このことも注視していく必要があると思います。国が給食費無償化を行った場合、今までの財源はもちろん、子どもたちのために使っていただきたいとは私は考えておりますが、お気持ちを聞かせくださ

い。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします

まず、子ども子育て支援基金ということで、4年間で8億円を積むことにしております。

これにかかる経費というのが先ほど、給食費の無償化や出生祝金等を見込んで8億円という数字を昨年、御提案しております。

もちろん国が給食費について負担をされることになったとした場合、その基金に積んだ額を子ども子育てのために使っていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 質問事項2に移ります。

質問事項の2、移住定住と子育てについて。

質問の要旨（1）令和5年度、移住定住促進プランと子育て応援プランの活用による移住定住の進展と、住宅取得の状況はどのようになっているか問う。

質問の要旨（2）今後、新規に設定する応援プラン、また見直す応援プランはあるのか問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の2、移住定住と子育てについて。

質問の要旨（1）「令和5年度移住定住促進プランと子育て応援プランの活用による移住定住の進展と住宅取得の状況はどのようになっているか問う」について、お答えします。

移住定住の進展についてですが、令和5年度より、移住定住促進プランや子育て応援プランとして、新築住宅未来支援補助金の拡充やわくわく子育て応援金による出生祝金の拡充、入学祝金の新設、そして給食費の無償化など、この4月から開始したところです。

事業開始から8か月が経過しましたが、新築住宅未来支援補助金や新婚さん定住促進奨励金、空き家バンクの活用などにより、町外から転入された移住者は21人となっています。

このうち新築住宅に係る住宅の取得件数は11件で、このうち3件が町外からの移住世帯となっ

ております。

そして町では、令和4年度末に移住定住支援サイトを開設し、お試し暮らし住宅や空き家バンクの物件情報の掲載をはじめ移住定住支援に係る各種支援補助金など情報発信を行っている状況です。

併せて、菊水ロマン館駐車場内に開設している移住定住支援センターにおいては、空き家の物件調査をはじめ空き家物件の内覧やお試し暮らし住宅の入・退去への対応など、移住を希望する方々へのニーズに合わせた移住相談に対応しているところです。

そのほか熊本県の移住定住プロジェクトや荒尾・玉名地域における移住定住プロジェクトに参加し、福岡市や東京都内での対面型の移住相談会などへの参加、そしてオンラインによる移住相談を実施し、和水町の移住定住事業や子育て支援などの情報発信を行っているところです。

次に、質問の要旨（２）「今後、新規に設定する応援プランまた見直す応援プランはあるか問う」についてお答えします。

新築住宅未来支援補助金の拡充やわくわく子育て応援金になど、この４月から新たに開始した事業であり、１年間の実績も出ていない状況でございます。

移住定住促進プラン、子育て応援プランなどの見直しについては、現段階で見直す予定はございませんが、今後、実績や現場の声などを踏まえ、しっかりと検証しながら進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 質問事項の要旨（１）の再質問をさせていただきます。

答弁のとおり事業開始から８か月が経過したようです。新築住宅未来支援補助金や新婚さん定住促進奨励金、空き家バンク活用による町外から転入された方は21人、また、新築住宅未来支援補助金の活用による取得は11件、そのうち３件が町外からの移住世帯だったという答弁でした。

一件、一件、この方々には人生のドラマがありいろいろな事情があってお越しになった皆様であります。数が多いとか少ないとかはもちろん言えないでしょうが、また、事業開始８か月しかまだたっていない状況ですが、この事業の数値目標というか、十分達しているか、どれぐらいするか、言える範囲でお答えできたら、お願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 齋木議員の御質問にお答えします。

移住者の目標値を定めているかどうかという御質問だと思います。

具体的には、移住者を何名、呼び込みたいという目標値、具体的な数量は定めはしておりません。

しかしながら、魅力あるまちづくりに努めて多くの移住者が増えるように、魅力あるまちづくりに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 質問要旨（2）の再質問をさせていただきます。

今年4月からスタートし1年もたっていない状況です。こちらでも1年もたっていない状況で、なかなか結果というのは難しいかもしれません。また見直しということをお聞きしてるのも難しいかもしれません。

改めて、再質問させていただきますと、私は9月の一般質問で南校区、日平区、用木区、萩原区、蜻浦区の町を新たな成長をエリアとして育てていきたいという質問をさせていただきました。

それはですね、道路が新しくなってるからですね、牧野蜻浦線の改良が進んでいます。このことによって、建設の大型重機やトラックが南区は入りやすくなりますし、また、牧野小田線、玉名市から続く道の延長ともなるのではないかと私は考えております。

私は、この機会を逃がさないように南区への企業誘致や住宅開発の誘致にも力を入れてもらいたいという質問をしておりました。

改めて、この12月議会でも道路改良の報告がされています。牧野蜻浦線、また岩線、和水町定住促進プランですね。

私は、ここで、提案というか見直しの提案を質問とすれば、地域を限って支援を手厚くすることを考えてはいかがかということを、再質問させていただきます。

例えば、南区では、新しい道路、江田高野線や玉名から日平への牧野まで通る牧野小田線、三加和地区では、金栗四三先生の生家の前を通る西光寺中林線や改良工事中の岩線など、新しい道路周辺新築住宅未来支援金は上乗せするなど、地域を限って上乗せするようなプランを考えてみてはどうかということを提案というか再質問させていただきたいと思いますが、お答えができる範囲でお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、地域ごとのプランという考えはまずございません。和水町全体として捉えているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 再質問を続けます。

こちらのプランですね。もちろんふるさと納税の寄附金が活かされている事業だと考えております。1番目の質問もさせていただきましたとおり、ふるさと納税は寄附者の意向でお金を使い、和水町の発展のため課題解決のために使うのがふるさと納税の寄附金だと思います。

そこで、申し上げましたとおり和水町が成功モデルをつくり、他の自治体の見本、または牽引

役となって引っ張っていく。そういう成功事例を収めてもらいたいということを質問させていただきました。

改めて再質問ですが、他の自治体がやってないとかそういう消極的なことではなくて、効果があると思ったら、見直しも期間が短くてもどんどんこれはやっていって、ちゅうちょなくやっていく必要があるのではないかと私は思っておりますが、今、答弁がありましたとおりまだ始まってすぐのことですから、見直しという段階ではないと思いますが、成功することがあれば、ちゅうちょなく見直しまたは新しいプランを設定してもらいたいと思っております。そのことを再質問させていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 齋木議員の御質問にお答えしたいと思います。

町長の答弁内容にもありましたちょっと繰り返しになりますが、中長期の展望という形で今回の支援は考えておりまして、途中でいい材料、支援というのがあれば積極的にやってくれというところのお考えもあるかと思えます。

今は、この支援をですっきり根づかせていっていきたいと思います。これから先、数年かけて検証していくわけですが、その課題を整理しながらまた今後、進めていきたいと思っております以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 再質問です。

やっぱり現実的なところ、やって効果があるのは町長のトップセールスでしょう。町長自らしっかり情報発信していただき、広報宣伝をさらに努めていただき、この事業が成功するようにしていただきたいと思っておりますが、トップセールス、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 町長のトップセールスについて、質問がございました。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、ふるさと納税のことをちょっと話をさせていただきたいんですけども、私が今、最重要課題と考えているのが少子高齢化、それと人口減少でございます。

そのために今回は、まず子ども子育てに力を入れているところでございますけれども、和水町が抱える課題というのはそれ以外にもたくさんございますので、ふるさと納税については、それ以外の事業にもしっかりと活用していきたいというふうに考えております。

それと、トップセールスの件でございますけれども、様々なイベント・会議等に出席して和水町のPRを行っているところです。その際、観光の御案内と併せて、子ども子育てについても全国の皆様にお知らせしているところでございますので、今後も引き続き、そういう場所に顔を出してトップセールスを行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

質問事項 3 に移ります。

質問事項 3、社会教育行政について。

質問の要旨（1）玉名圏域定住自立圏と山鹿市・和水町定住自立圏での和水町図書室と電子図書館の相互利用の状況は、現在どのようになっているか問う。

質問の要旨（2）和水町図書室は今後、どのような特色を持った蔵書構成にしていく考えか問う。

質問の要旨（3）漫画本の蔵書についてどのように考えているか問う。

質問の要旨（4）デジタル化された町の資料を和水町図書室で閲覧できるようにしていく考えはあるか問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の 3、社会教育行政について。

質問の要旨（1）「玉名圏域定住自立圏と山鹿市・和水町定住自立圏での和水町図書室と電子図書館の相互利用の状況は、現在どのようになっているか問う」について、お答えします。

町民の皆様が身近な手段として学ぶことができる読書環境の充実は、生涯学習の観点から大変重要であると認識しています。

圏域内の図書館の相互利用については、玉名圏域定住自立圏が平成29年4月から、山鹿市と和水町の定住自立圏が平成31年の4月から開始しています。

さらに、玉名圏域の定住自立圏において、令和3年7月1日から玉名圏域電子図書館を導入し、圏域内の住民の方々は自身の電子端末で電子書籍を読めるサービスを開始しております。

引き続き、このような様々な取組について、住民の皆様へ周知を図りながら、図書の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問の要旨（2）及び（3）（4）についても関連がございますので、詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） まず、齊木議員の質問の要旨（1）について、お答えします。

玉名圏域における和水町民の図書利用状況について、11月末時点で申し上げます。

玉名市の4つの図書館の利用人数は514名、貸出冊数は1,711冊、南関町図書館の利用人数は28名、貸出者数は118冊、玉東町図書館の利用人数及び貸出冊数はありません。

続きまして、玉名圏域電子図書館の利用状況について、11月1日時点で申し上げます。

圏域全体の一般貸出件数は1,820件、そのうち和水町の貸出件数は133件です。

山鹿市・和水町定住自立圏における和水町民の図書利用状況について、11月末時点では、利用人数が1,145名、貸出冊数は5,154冊です。

次に、齋木議員の要旨（２）「和水町図書室は今後どのような特色を持った蔵書構成にしていると考えか問う」についてお答えします。

現在、和水町には中央公民館と三加和公民館の両公民館に図書室があります。図書の購入は、両公民館の利用者からの要望等も聞きながら、子どもから大人まで幅広い年齢層が好まれるように構成しているところです。

次に、質問要旨（３）「漫画本の蔵書についてどのように考えているか問う」について、お答えします。

熊本県の漫画家である尾田栄一郎さんから、漫画ワンピース100巻が県内の自治体全てに寄贈され、和水町では現在、三加和公民館に置いております。子どもたちは図書室に漫画があることで、気軽に足を運んで利用しているという声も聞いております。小説が漫画になった本や歴史漫画等もありますので、購入する際はバランスを考慮していきたいと考えております。

最後に、質問要旨（４）「デジタル化された町の資料を、和水町図書館で閲覧できるようにしていく考えがあるか問う」についてお答えします。

以前は中央公民館と三加和公民館に町民の方が利用できるパソコンを設置しておりましたが、携帯電話等の発達とパソコンの機種の高齢化により現在は設置しておりません。

今は携帯電話等の機器があればいつでもどこでも検索し情報を得ることができます。これからデジタル化した資料については、町のホームページに掲載し、閲覧できるように進めていく予定です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 要旨（１）の再質問をさせていただきます。

この図書館の質問は、3月、9月、今回3回目の質問になります。玉名圏域図書館、電子図書館、山鹿市図書館も増加しているとの報告だったと思います。この数字から読み解くと、爆発的に増えているわけではなく、例年どおり順調な推移と考えます。いつも利用する方が同じように利用されているのではないかと思います。やはり新規利用者を増やすことが必要ではないかと思えます。新規の図書カードの発行を増やすことですね。

では、再質問として、現在、玉名圏域や山鹿圏域での図書利用について、どのようなことを町民の皆さんに周知されているか、お尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） どんな周知をしているかということです。

執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 齋木議員の御質問にお答えします。

現在、町では広報なごみによりまして図書の情報を毎月、掲載をしております。

また、圏域玉名電子図書館の利用については、今年度の8月号で掲載をしております。

また、中央公民館と三加和公民館におきましては、周知するチラシを置いて利用者の方々の利用促進を図っております。またブックスタートの説明会やあと小学生が公民館に見学に来られますので、その際に図書カードの作成と、あと図書の利用についても説明を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 再質問させていただきます。

先ほどの電子図書館、今のところ133件。

では、玉名圏域での自治体ごとの貸出状況をお尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 玉名圏域での一般図書については1,820冊ということになっております。

以上です。

失礼しました

玉名市につきましては1,376冊、玉東町につきましては49冊、南関町につきましては262冊、和水町については133冊となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 再質問させていただきます。

1,820冊ですね。玉名圏域、玉名市、玉東町、南関町、和水町で。少し寂しい数字だと思います。玉名圏域定住自立圏での会議の際にでも、さらに貸出しが増えるように話をしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 齋木議員の御質問にお答えします。

電子図書の利用について利用が図られるよう、県域での担当者会、課長会議等でも情報共有をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 質問要旨の（2）に移ります。

和水町には中央公民館と三加和公民館、両公民館に図書室があります。図書の購入は、両公民館の利用者から要望を聞きながら、子どもから大人まで幅広い年齢層が好まれるような構成にしているという答弁でした。

この質問は3月、9月と続き3回目です。町民の方からは、「図書室が充実すれば、公民館の魅力がさらにアップする。中央公民館、三加和公民館の利用も増加するから、しっかり頑張ってくれ」というふうに言われております。

量より質とも言われております。むやみに蔵書を増やすのではなく、必要な蔵書を備える、そのために和水町図書館は頑張ってもらいたいというふうに思っています。やはり量を求めるいろいろな図書を求める、そういうときは、玉名市図書館や山鹿図書館、相互利用を活用するように案内してはどうかというふうに、私は個人的には考えております。

質問用紙（2）の再質問です。

ほかの図書館を見れば、映画のDVDや音楽CDの試聴や貸出しも行っている図書館があります。和水町図書室、郷土の偉人である金栗四三先生をドラマ化した大河ドラマ「いだてん」の映像資料について、図書室として所蔵し、町民の皆様に利用していただけるようにするべきではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 齊木議員の御質問にお答えします。

まず、両公民館では、現在、一般図書の貸出しを行っております。映像資料等については、貸出しは行っておりません。また、映像資料等についてもほとんど所蔵がありませんので、今後は著作権法等も関係しますので、協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 質問要旨の（2）の再質問です。

大河ドラマになったのは、九州では篤姫や西郷隆盛ぐらいじゃないかと思います。ぜひ、我が町金栗四三先生誕生のまちです。ぜひ、大河ドラマ「いだてん」の映像資料は図書室に所蔵していただきたいと思っておりますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 齊木議員の質問にお答えします。

先ほど、答弁でもありましたように、著作権法等の関係しますので、今後、協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 質問要旨の（４）に行きます。

これからデジタル化した資料については、町のホームページに掲載し、閲覧できるように進めるというお答えでした。

本年３月の一般質問から、この資料のデジタル化、続けて質問させていただいております。「デジタル化は避けて通れない。デジタル化の予算は検討する。そして、デジタル化した資料については、町のホームページに掲載し閲覧できるように進めていく」という答弁が続いておりますので、前向きに進んでいると理解しております。

資料のデジタル化、そして閲覧用に作る、着実に進んでいると私は考えております。

質問用紙（４）の再質問です。

「以前は中央公民館、三加和公民館と町民の方が利用できるパソコンを設置していましたが、携帯電話等の発達とパソコンの老朽化により、現在は置いてない」という答弁でした。

今はスマホタブレットもほとんど皆さんが持っていちゃいますので、設置しないほうが予算が限られた図書室ではいいのかもしれない。

では、12月３日、江田船山古墳発掘150周年記念シンポジウムが開催されました。記念誌はデジタルでも制作されると説明を受けております。この江田船山古墳発掘150周年記念シンポジウムの記念誌は、和水町図書室で閲覧や貸出し、デジタルの閲覧はどのようにするおつもりか、お聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部答弁の前に、３番はもう再質問なしでよろしいですね。

○6 番（齊木幸男君） はい、３番はなしで。

○議長（高木洋一郎君） 分かりました。

執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 齋木議員の御質問にお答えします。

江田船山古墳発掘150年の記念誌につきましては、記念誌300冊、それとデジタル化したもののデータを納品をしていただくような計画でございます。それが完成した暁には、両公民館、またデジタル化したものについてもホームページ等で掲載し閲覧できるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 質問要旨（４）の再質問させていただきます。

町の資料のデジタル化にこだわるのは、町の文化水準を上げることはもちろんですが、私は、改めて申し上げますが、全て邪馬台国の発見につなげたいと考えているからです。

御存じのとおり古墳ブームです。

本日、ニュースを見ると、吉野ヶ里遺跡の未発掘のところから青銅器関連のものが出土したと

いうニュースが流れておりました。昨年から、吉野ヶ里遺跡の再発掘で観光客が押し寄せている盛況ぶりです。50年、100年後、きっと邪馬台国が発見されるのではないかと考えます。そのためのにも、江田船山古墳や町の貴重な資料はデジタル化して全世界に発信できる体制を備えておくべきと私は考えておりますので、このデジタル化にこだわっております。

再質問として、和水町の資料は、歴史資料としてもすばらしいものがたくさんございます。

また、邪馬台国が発見されたとするならば、町の和水町の文化観光は物すごくよい影響があるのではないかと私は考えております。

再質問として、デジタル化の予算は済んでいるようですが、改めてこの町の資料のデジタル化、以前の一般質問でもさせていただきましたが、和水町の町史ですね、2つあると思いますが、デジタル化する。また、資料はもちろんデジタル化して永久に保存する。そして、それはどなたでも閲覧できるし、また世界にも発信していく、そういうことを私は早急に進めるべき、または計画的に進めるべきだと思いますが、予算等しっかり確保して進めていただきたいと思います、御予定のほうをお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 齋木議員の御質問にお答えします。

まず、現在デジタル化されてない資料、特に町史、あと文化財の歴史の調査報告書等々につきましては、できるだけ早い段階からデータ化し、ホームページ等で掲載し活用できるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 質問要旨（4）の再質問です。

今の答弁によると、デジタル化は着実に進んでいく考えということで捉えてよろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） まだデジタル化されてない資料につきましては、デジタル化はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 一般質問の結びに当たり、一言、お尋ねします。答弁は結構です。

令和5年の出生数は今のところ41名と聞いております。

しかし、小学校に入学するときは、それより多い方々が入学されます。移住者が多いということだと思います。田舎は住みにくい。住みやすさを求めるなら、都会に住む、今の日本では当たり前のことでしょう。住みたいと思えるまちになろう、和水町が県北地域で住みたいと思っても

らえるまちの一番目になってもらいたい。今回の一般質問全て通して、このことを問いただしたつもりです。

石原町長就任2年目が終わり、3年目に入ろうとしています。

町長が変われば役場が変わる、役場が変われば町が変わると言われています。

町の代表は町長です。町民の代表は議員です。町の方向性を決める意思最高決定機関は議会です。

現在、和水町をはじめ熊本県の地方自治体は人口減少にストップをかけるため、子育て支援、移住定住の施策を力強く進めています。もちろん高齢者の福祉は忘れてはおりません。

改めて申し上げます。私はいつも申し上げておりますとおり、地方活性化のためには、まず知らせることが最も重要です。どんなすばらしい施策も知らなければ、なきに等しいからです。

今、和水町は公式のLINEとインターネットで情報を発信しております。ハードがそろって今度はソフトという言葉があります。LINE等の告知システムはすばらしいものですが、町民の方は、その発信された情報を知って、理解して、行動しているか、ここが重要だと思います。

今後も、和水町の町民全員が町の情報を知って、行動していただくよう、情報発信をしていたきたいと考えます。

一般質問を終わらせていただきますが、石原町長は私は正しい決断で攻めの町政運営をされていると思います。さらにですね、さらにスピード感を持って取り組んでいただきたいと提言させていただきます。決断と行動は予算をつけて実行することです。

1期4年、公約を全部実現する、そのスピード感で町のかじ取りに当たっていただきたいと考えております。

以上で、6番議員、齊木幸男君の一般質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、齋木議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後00時00分

再開 午後01時10分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木議員の発言を許します。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 傍聴席の皆様、モニターで傍聴いただいている皆様、改めてまして、こんにち。

（こんにちは。）

4番議員の荒木宏太君でございます。

12月定例会2日目の一般質問、全体で4人目となります。傍聴していただいている方には貴重な時間をありがとうございます。

さて、地方自治体の一番の存在意義はそこに住む人々の生活を支えることです。住民生活に対するサポートは、各自治体によって特色が異なります。子育てに対するサポートが手厚い自治体や介護や医療といったサービスに力を入れている自治体など様々です。

そのため、引っ越しを考えると、各自治体の行政サービスを比較して住む自治体を決める人も少なくありません。

日本全体の人口減少が深刻な問題となっている中、住民にとって響く施策、住民にとって最高の住民サービスが住むという選択肢の要因になっていると言えます。

今回、私が一般質問通告いたしました公共施設の活用については、住民が共有で利用できる公共の福祉あり、コミュニティの場、スポーツ活動、文化活動、イベントや、あるときは防災のためなど、施設それぞれに特徴や地域性等があり、町民にとって公共施設は住民サービスとして非常に重要なポイントであります。

そこで、公共施設の最大限の活用、また可能性について、1の和水町福祉センターの温泉利用状況についてお聞きをいたします。

また、令和5年9月1日の全員協議会にて、町有財産活用に伴う公募型プロポーザル実施についての御報告がありました。

そして昨日、全員協議会でも所有財産の利活用に伴うプロポーザルの説明がございました。

公共施設等の統合や廃止する場合、住民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、公共施設コンパクト化の施策については、住民・議会と協議しながら検討していかなければなりません。公共施設等の統合や廃止は住民にとって非常に大きな変化であり、細かな説明などは必要不可欠です。

そこで、②町有財産利活用に伴う公募型プロポーザルの進捗状況について、お聞きをいたします。

もう一度、繰り返しになりますが、公共施設の活用について。

質問要旨の（１）和水町福祉センターの温泉利用状況について問う。

質問要旨の（２）町有財産の利活用に伴う公募型プロポーザルの進捗状況について問う。

以上、２点をお聞きいたします。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。この後の質問は質問席より行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の１、公共施設の活用について。

質問の要旨（１）「和水町福祉センターの温泉利用状況について問う」についてお答えします。

和水町の福祉センターは合併後平成18年4月より三加和温泉ふれあいの森あばかんハウスとして温泉施設を運営していましたが、平成25年3月をもって休館、平成26年4月から和水町社会福祉協議会の事務所を移転して運営をしております。

社会福祉協議会は、住民福祉の向上を図ることを目的として、介護予防教室事業、通称サービスB型事業、男性料理教室配食サービス事業など町が行う様々な福祉サービスを町から受託して事業を実施しています。そのほか子どもから高齢者、生活困窮者への支援と幅広い年代を対象に事業を展開しており、老人会や民生委員活動の支援など福祉サービスの重要な拠点となっています。

当施設の温泉の活用につきましては、月6回開催の通所サービス事業の中で、入浴サービスとして活用しています。また、隣接施設の特別養護老人ホーム和楽荘に温泉を分湯しており、入浴サービス用として活用されています。

詳細につきましては、福祉課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（２）「町有財産用地活用に伴う公募型プロポーザルの進捗状況について問う」についてお答えします。

町では遊休町有地を有効に活用し、税収の確保、雇用の確保を生み出し、町民サービスの向上などを図ることを目的とし、旧内田工業団地の用地、旧農業就業改善センター跡地、旧和水町三加和祭場跡地、そして旧菊水南小学校プールの跡地、４つの町有地について、公募型プロポーザル方式により民間の提案を募りました。４つの町有地とも同様なスケジュールで本年９月末から募集を行ったところです。

そのうち旧内田工業団地用地については、町のホームページでの公表、そして昨日の議会全員協議会において御説明のとおり町内企業である株式会社マツカワ物流様を売却先の候補者として選定したところです。

今後は、売却に向けて候補者との調整や準備を進め、整い次第、和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、財産の処分に関して上程を行い、議会にお諮りする次第です。

また、そのほか３つの町有地につきましては、今回の公募では１人の応募もありませんでしたので、条件面などを再検討して、次年度に公募することとし計画を進めております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 荒木議員の「和水町福祉センターの温泉利用状況について問う」の温泉活用につきまして、お答えをいたします。

通所サービスB型、通称「なかよし会とふれあい会」と申しますが、そちらのサービスの中で入浴サービスとして活用をしております。ふれあい会が旧三加和地区を対象として、なかよし会が旧菊水地区を対象として、それぞれ火曜日と木曜日に月３回ずつ、計６回開催をしております。

対象は、閉じこもり傾向におありになったり認知症予防といった目的で心身の機能の低下が心配される方を対象としております。

内容は、体操やレクリエーション、食事のサービスをしておりますが、そこで併せて入浴サービスを実施しております。

令和4年度の利用登録登録者数は、ふれあい会で25名、なかよし会で25名、合計50名でございます。月の平均利用実数は43人、1回の平均参加者数は18.3人でございます。年間利用者数は1,323名で、月平均110名の延べの利用となっております。費用は個人負担として1回500円、町の委託料として1人2,500円となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 今、説明いただきました。月6回入浴サービスをされているということで非常にいいことだと思うんです。すばらしいと、コミュニティーも形成されていて、何かふれあい会、なかよし会ということで55名ですかね。そうやって一緒にですね、活用がされているということで、今、お聞きいたしました。

和水町公共施設等の総合管理計画という冊子がありますけども、それを見てちょっと気になる点があります。

これはもう計画自体が10年ほど前になるとは思うんですけど、この当時、まさに健康福祉の分野に移行した当初のときだったと思います。ですのでこれに関して工事費等が非常に多く、整備がなされています。

この冊子だけでちょっと見てみると、平成23年から平成25年までの平均値だけで、費用コストが6,303万円、年間あるんですね。これは1年間で割ってありますので、これ単純に1年ごとで考えると3倍ぐらいになるんですかね、1回での事業費が。そういった形で、私が言いたいのは、非常に多くの財源を使って整備をして維持管理費をやっていると。それはそのときからもうかれこれ10年たっていますけれども、非常にそれまで、維持管理費がずっとかかっている状況ではあると思います。多分、恐らくほかの施設と比べても結構、大きな額を積んできているんじゃないかなとこの施設に関しては思うわけですね。

再質問ですけれども、これだけの金額がかかっておりまして整備をしている状況のあばかんハウスというか、社会福祉センターですけれども、これの現在の年間コスト、それと利用者数をもう一度、すみませんけれども教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、参考にされております公共施設等総合管理計画、平成28年3月発行の以前の分だと思います。ここに、確かにあばかんハウスの3年間の平均の工事請負費、1年当たり4,800万円と記載されておりまして、単純に計算すると3か年で1億5,000万円かかったという記載になっております。

先ほどちょっと調べましたところ、実際には、あばかんハウスにかかっている経費というのが平成25年に事業をしておりますけれども4,874万3,000円というのが正しい数字でございます。同じ時期に三加和温泉の温泉の井戸の工事とか配管の工事をしております。そちらの数字がこち

らには上がっておりませんので、多分、合算してあばかんハウスのほうに上がっているのだと思います。まず資料の間違いを訂正させていただきます。

そして、改めて、あばかんハウスに工事請負費として欠けているのが、先ほど申し上げました平成25年の社会福祉協議会が入居するに当たって、中の改修事業ですね、電気とか設備の改修ということで約4,800万円の工事費を使っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 荒木議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在の和水町福祉センターの施設の維持管理費についての御質問からお答えいたします。

今、福祉センターのほうの管理は社会福祉協議会のほうに指定管理という形で依頼をしておりますけれども、そちらの費用の積算根拠から申します。

維持管理費は、1年間にかかる維持管理費ということで出ております実績が令和4年度で531万6,000円程度ということです。

その中の主なものが業務委託料ということで、浄化槽の管理費用が年間約65万円であるとか、施設周辺の草刈り作業等70万円、空調保守点検36万円などということで、その業務委託料に345万円程度かかっているという大きな数字でございました。

それと、なかよし会、ふれあい会の実際の人数を具体的にもう一度ということでございました。

なかよし会、ふれあい会のほうで月平均利用実数が43名でございます。合計6回、開催しておりますので、複数回皆さんおいでになりますが、1回の平均参加者の人数は18.3名ということでございます。そのうち温泉サービスを実際、お使いになってらっしゃる方は7.5名ということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 今、説明いただきました。現在、月6回入浴サービスをされているということで、そうですね、非常にもったいない気がします。私個人的にも。

施設自体も、利用というところを考えると、町民の利用というかですね、旧町の時代から使った時期が前半のほうはありましたけれども、最初当初ですね。一旦それから開放がされていない時間が結構ずっとあったかもしれないんですけど、あまりにもちょっとその利用の、そういう施設施設をつくるときの基本的な趣旨というか。

もともととは恐らく社会福祉ではなく温泉利用、町民に向けた住民サービスとしての利用を目指していたというふうな形だと思うんですけど、今現在は社会福祉に施設自体を変更して運営をされているということであります。

いろいろ町民の方から聞くとですね、やはりまだ使った時間があまりにも短か過ぎたというのが、やっぱりそういうイメージがありますので、どうしてもですね。もちろん交流センターはあ

るんですが、あばかんハウスの温泉施設、この議場の中で行かれたことがあって入浴されたことがあるか分からないですけども、交流センターとあばかんハウスと一緒に両方使える時期というのは、どちらも使っていたという時代背景もあります。

やはりその用途というのはすごく大事で、使えるのであれば使う、活用すると。やはり施設というのは最大限に活用していただきたいと思うんですね。

今、月6回のサービスをされているということで、これは本当に、これをもし全町民に開放できるとすれば、非常に大きな住民サービスにつながると思います。

この個別施設計画という、もう一つその管理計画の下に施設管理計画というのがありますけれども、その管理計画の中にも、この和水町福祉センターの施設の課題について書いてあるんですね。

その課題には何て書いてあるかというと、「温泉施設を活用し切れていない」と書いてあるんですね。課題としてですね。

ですので、今は福祉として、今、7名ですね、1回当たり平均7名ということで使われていますけど、もっと町民に開けて使っていただけるほうがいいんじゃないかなと。せっかくボイラーとかを使って温めてらっしゃるんですよ。ですので、最大限に使ってはどうかという御提案なんですけど、町長はそういったお考え、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、今、御参照いただいている公共施設個別施設計画については令和5年の3月に改定をしております、その中では、温泉についての記載は多分ないものと思います。福祉センターの温泉利用のお話は消してございまして、今は違う計画で進んでるところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 町長、温泉をもう少し活用したらどうだという件について。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

まず、あばかんハウスが閉鎖になった経緯というのは御存じかと思いますけれども、平成8年4月にオープンして直営で運営しておりました。その後、株式会社肥後元気村ですね、第三セクターの運営になりまして、交流センターとあばかんハウスを当時、経営しておりました。

その株式会社肥後元気村が経営悪化に伴いまして、同じ同様の施設、温泉施設が2つあるということで、観光の拠点として交流センターのほうが残されて、あばかんハウスのほうが社会福祉施設として使うという決定が平成24年になされております。それを受けて、平成26年4月から社会福祉協議会が入居して今、運営をしております。

温泉は現在、月6回活用しておりますけれども、当然、1回当たりの経費というのが大きく赤字の事業となっております。

要は、使えば使う分だけ赤字になるというのが現在の実情でございます。万が一、温泉施設と

して開放した場合には、それなりの料金設定というのが必要になってくると思います。その辺の費用対効果等を考えますと、現在のまま介護サービスとしての利用が最適ではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木君

○4 番（荒木宏太君） 町長に考えていただきたいのは、交流センターよりも実際、あばかんハウスの温泉施設のほうが新しいというところもあるんですね。だから、私はそれをちょっと申してるんですけども。

あとは、やはり最大限にその施設活用という意味で、何でもかこういことを言うかということ、温泉施設というのは単純に出てこない資源だと思うんですね。ほかのところ、地域、自治体からすると、喉から手が出るほど欲しくても、掘っても掘っても出ないというところだってあるわけです。

なので、やはり三加和温泉の交流センターは交流センターの泉質だと思います。ある意味、あばかんハウスはあばかんハウス、その辺の温泉のよしあしだったり泉質というのは、その専門家が一番、御存じなのかもしれないですけど、そういったすみ分けというのはできるんじゃないかなと。

例えば、平山温泉等を考えてみると、たくさんいっぱいあるんですけど、何十もありますよね。なのに競合して、お客さんは減っていますかね。私はそう思わないんですよ。

幾ら同じ町であっても、町民に開放できる場所は町民に開放してですね、例えば、サッカー、野球、スポーツをした後に子どもたちに入っているよと。何かそういう温かい町になるとうれしいかと、私は思ってるんですね。

ですので、今回、こういう質問をさせていただいて、ぜひ御提案をというか、最大限に活用していただきたいという思いで一般質問をしています。

その辺をくみ取っていただいて、町長、もう一度、答弁をよろしくお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

新しい、古いは別として、三加和の交流センターのほうが立地的に適しているということで、あちらを選択、当時されたのだと考えます。

当然、温泉に皆さんに入っていただくことが理想ではございますけど、施設運営、維持管理費が多大な経費を要するという実情がございますので、その辺りを検討していく必要は大きくあるかと思っています。

なお、そういった事業であるならば、民間の活力辺りを活用して温泉事業だけを展開するような考え方もあるかと思っていますので、今回の御意見を参考に、今後、検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木君

○4 番（荒木宏太君） ぜひとも御検討をしていただけるようお願いをいたします。

それから、ロマン館の温泉が廃止になりました。やはりロマン館に今まで通っていた方等が温泉に行けない、もしかしたら交通インフラ等で行けなかったりとかするということ方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですけど、今、和水町福祉センターはちょっと難しいということですが、三加和温泉交流センターのほうに可能であればですね、温泉バス等、そういったサービスを使ってそういう周遊させて、菊水地区からも温泉に入れるような環境、状況をつくれないかなというふうに思うわけですね。

そのところ、町長、どうぞ御意見ありましたら。

○議長（高木洋一郎君） 福祉センターの温泉利用を促すために、菊水地域からの温泉バスの運行についてはどうかという御意見だと受け取りました。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、水ロマン館の温泉施設の閉鎖については町民の皆様に変、御迷惑をおかけしたと考えております。

当然、その皆様方には交流センターのほうに足を運んでいただきたいという気持ちがございます。そういったお話、温泉バス等のお話はまだ私のところには届いてない状況でございますので、皆さんのニーズ辺りを調査して、必要があれば、そういった政策も展開する必要があるかと思えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木君

○4 番（荒木宏太君） 住民サービスとして、ぜひそういった町民が喜ぶ、そして本当にコミュニティとして、先ほどもお話がありましたけど、住民同士がコミュニティ形成がより深まるよう、ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

続いて、「町有財産活用に伴う公募型プロポーザルの進捗状況について問う」というところで再質問いたします。

令和5年9月1日に旧内田工業団地用地活用に係る公募型プロポーザルの実施について、御説明をいただき、昨日、全員協議会にて公募型プロポーザルの結果と今後の流れについて御説明をいただきました。その際、プロポ参加は1社だったと。見学は3社、それから質問は2社あったというふうな御説明でした。

プロポーザルの内容であります企画提案に関しては、A、菊水インターロジスティックベース、物流拠点の設置運営、令和9年度稼働開始。企画提案B、和水町産業団地の区画造成及び誘致営

業活動、令和10年から令和11年造成完了予定。それから希望購入価格は2,301万円ということでありました。大変、理解ができました。

しかし、まだ疑問点や公開されていない点がございいますので、質問をさせていただきます。

まず、この旧内田工業団地用地活用に係るプロポーザル審査委員の構成員は何名で、どういった方々だったのか、公開できる範囲でよろしいのでお伝えをお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

審査員は合計で5名でございます。行政職、管理職で構成しておりますが、まず、総務課長、建設課長、住民環境課長、農林振興課長とまちづくり課長でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 選考委員についてお聞きしました。初めて聞いたんですけども、恐らく皆さんも初めてお聞きになったかもしれませんけれども、ちょっと1つの観点、住民自治という観点からして、地域の人とか地域団体だったり、そういった方たちは入っていないということですね。

ちょっとまた後でも話そうと思うんですけど、なるべく、やはりそういった住民自治という観点からですね、やはりいろいろな人たちの声で政治・政策というのは決まっていく。住民主体のまちづくりというのを進めていただきたいと、そういった意味でも、プロポーザルの審査員等はしっかりいろいろな見識を持っていたりとか、広い視野で物を見て判断する必要があるかなというふうに思います。

続いて質問させていただきますが、9月1日に全員協議会の中で不動産鑑定評価額3,140万円等をされておりました。

これが売却のときには2,093万円というふうになっています。これは企業提案の判断面積によって応じた額なんでしょうか、それをお聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） もう一度よろしいですか。

○4番（荒木宏太君） 9月1日の全員協議会の中で、不動産評価額が3,140万円と記載をされて、おりました。あそこの工業団地ですね、旧内田工業団地の。

今回、最低売却価格が2,093万円だということで、それが企画提案の規模、面積によって算出された額だったのかどうかをお聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時42分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

この3,140万円につきましては、土地の価格と立木価格が入っておりました。この立竹木価格が1,500万円という評価が出ておりますが、現状ほとんど雑木林といいますか資産価値がほとんどないような状況です。ここの1,500万円を出したのも、森林簿のデータから鑑定評価されておりますので、ここはやはり資産価値として捉えるべきではないというところで、この1,500万円を外したところの最低価格を表示したというところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 説明のときにそれも説明していただけると分かりやすかったんですけど、やはりそうやって金額と誤差が生じてくると、やはりちょっと分からないので、我々は聞いている金額と今回、上がってきているその売却の最低金額というのが、やはり1,000万円以上の開きがあつておるということで、そういった差が生じていたのがなぜなのかというところが疑問に思いましたので、私は今ちょっと疑問のところをそういった点で聞いております。

なぜその金額のことも言わなきゃいけないのかとか、この理由ですけども、やはり町民の財産であるが故にですね、やはりしっかりこれを減額して、どこまでも減額をしてとなってしまうと、それは町民に対する不利益になってしまいます。ですので、これをなるべく高い金額で買っていただけるようお願いをしたいと思っております。

次に参りますけれども、提案事業者は1社だったと報告がありました。それから見学は3社。質問は2社であったと報告を受けました。

質問の回答書を見てみると気になる質問があつたんですが、「購入に向けて検討したいが、参加表明、企画提案等の期限がタイトのため、スケジュール延長などを検討できないか」との質問があつたんですね。

そこで、参加表明の企画提案の期限を確認したら10日間だったんです。10日間で15ヘクタールもの面積の事業提案をするのにですね、あまりにも期間が短くないのかなというふうに思うんです。

それから、これをもし町が事業を何か提案するとして、この15ヘクタールで頼まれた場合ってできるものなのでしょうか、これ。

それから、測量をするだけでもこれ15ヘクタールというのは物すごい時間はかかると思いますし、また、この調査、15ヘクタール山を歩くというだけでも、結構、石があつたり何があるとかというのもやっぱ掌握しておかないと、なかなか買うというところまでいかないと思うんですね。事業を何かをするということもなかなか難しいんじゃないかなと思うんです。

それから、選定された契約候補者の事業構想を確認しても、その15ヘクタールのうち提案がな

されているのは9ヘクタールほどの面積。もちろん使える範囲を事業提案されているとは推測しますが、明らかにこの時間がタイト過ぎると感じるわけです。

ですから、私は、公募型プロポーザルにおけるスケジュール期限等を指定するガイドライン等が必要じゃないかなと。ほかの自治体等のプロポーザルを見てみると、やはり企業提案までの期間とかそういった時間の制約をしっかりと組んでありました。ほかの自治体のガイドライン等を見てもらえば分かると思うんですけど、しっかりそういった期間を設けて、公平公正にこのプロポーザル、最終的にはプロポーザルというのは随意契約になりますので、公明性を持って公平に入札に当たっていただきたいと思いますが、このガイドラインについて、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

公募型プロポーザルのガイドラインについてです。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） まず、公募期間が短かったことについて、御回答します。

今回はほかの町有地3件と合わせてのプロポーザルだったということで、一体的に進めていくという観点から、このスケジュールになったというふうに聞いております。

適正な公募期間というのは観点によって考え方も様々かと思いますが、今回の公募の期間については、9月の全員協議会にお示しした段取りで進めたところでございます。当時、特段の指摘もなかったというふうに認識しております。

しかし、議員おっしゃるとおり今後、公募型プロポーザルを実施するに当たっては、そういったガイドライン等を設けて実施することも考えなければいけないと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 先ほどもお伝えしましたが、やはり購入に向けて検討したいというようなことがあるんですけど、そういった質問もあっておりますので、もしかしたらこの契約者なのか、それとも違う方なのか分かりませんが、恐らくそして、見学も3社あつてますので、実際のところ、最終的に参加されたのが1社だったということなので、できれば3社参加されたほうが本当はどんな提案なのか分からなかったでしょうし、もうちょっといろいろな視野で企業提案が、企画提案なされたのかなというふうに思います。

今後とも、ぜひともガイドラインをしっかり定めていただいて公平な審査等をしていただきたいと思います。

続いて、町有財産利活用で施設や土地の民間売却についてですが、町長も御存じのとおり和水平町普通財産管理处分等事務処理要領において、第3条に、「普通財産の土地の売払いは競争一般競争入札で実施する」とされております。

また、議員必携においても、不適正対価等の譲渡になる場合とかは、やはり異例なもので不適正な形で出されるおそれがあるといった記載がございます。

町民にとって財政上、不利益となる場合がありますので、入札方法について、近年、なぜ一般競争入札で行わないのか、理由をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

町有地の売却の一般質問じゃないのかという理由だと思いますけれども、今回のこの工業団地等4つの土地については、地域の活性化を目指して土地を使いたいということで、それが目的となっておりますので、一般競争入札等ではなく公募型のプロポーザルということで中身の提案をこちらで審査して、どういった使い方をなさるかというのを提案を受け付けて業者を選定するという中身でございました。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 近年、学校跡地等もプロポーザルでしたので、競争入札がそういった土地の売却に関しては競争入札は身近ではあんまりないイメージがあります。

ですので、町長がおっしゃるように、企画提案型の案件のためということは分かるんですけれども、気にしていただきたいのは、やはり金額の面も考えていただきたいなど。もちろん金額によって売上の難しい部分というのは出てくるかもしれませんが、町民の利益というところをしっかりと財産というところをしっかりと認識されてしていただきたいなというふうに思います。

それから、プロポーザルでは事業計画のすばらしさを審査されるものです。通常の入札ではないということで、今回のように公募結果が一応、ホームページ上で事業者名の公開だけだったと思います。

そうなるそうですね、やはり公平性、透明性が欠けてくると。特に随意契約の場合は、こういった透明性と公平性というのが非常に強く求められていますので、その辺はしっかり考えていただいて、今回、内田工業団地の予定地がプロポーザルにかけられましたけれども、これをどのようなすばらしい提案であったのか、事業提案というのは、ホームページ上に掲載されておられません。ですから、これは公開できないのかなというふうに思いますけれども、町長、これは非公開でなければならないのでしょうか、御答弁をよろしくお願いします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時53分

再開 午後1時54分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

事業内容の公表についてでございます。

当初、示しておりますプロポーザルの実施要領にそのように定めておりました。

なお、提案内容等については、状況を見ながら、今後、順次、公表していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木君

○4 番（荒木宏太君） プロポーザルの要領に書かれているということですが、やはり住民との関係性とか地域との関連とかそういった意味を踏まえて、やはり公開はすべきじゃないかなと私は思います。

それから、他の市町村、特に大都市になればなるほどこういった公開というのは適切になされております。そして長きにわたってホームページに掲載されて、公開されています。

しかし、我が町は1年、下手したら半年程度で、実際、この公開をやめてしまっている現状です。

今後のプロポーザル参加のための参考になるもので情報であり、透明性を高めることにもこれはつながると思います。

そこで、こういった内容というのはプロポーザル等のこの内容というのを原則、もっと長期的に10年、20年、30年ほど公開できないものか、いかがでしょうか、町長にお聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後1時57分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問、ホームページの掲載期間の件と思います。今おっしゃったように、何年という期間につきましてはそのホームページの運用上といいますか、そこで設定をしておる状況です。

それから、今の御質問のとおり残すべきところは期間をもう少し設定するというような詳しい要領等をつくっておりませんので、もう一度、いろいろ調査しまして、どの期間が正しいその掲載期間かというのは調査した上で、ホームページ上で運用をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木君

○4番（荒木宏太君） プロポーザル審査、企画提案ですので、もしかしたら10年前とか20年前でもその時代に即応したいろいろな企画提案というのが目安といたしますか、今後の研究材料だったり調査素材だったりいろいろな材料になるかなというときもあるんじゃないかなと私は思うんですね。ですからこういったちょっと質問させていただきました。

次に、旧農業就業センター跡地、旧菊水南小プール跡地、それから旧和水町斎場跡地活用に係る公募型プロポーザル方針であるこの町有財産の売却に至る根拠となったこの附属機関等の答申というのがあるのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

答申というその流れはございませんが、和水町の財産取得処分等検討委員会で審議をし、それで方向性を決めております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） お答えいただきました。処分等検討委員会もたしか職員の方が5名だったかな、6名くらいの条例上、たしか構成員だったと思いますけれども、プロポーザルの審査も職員の方が100%で、こういった内容もということですね。附属機関の答申等はなかったということです。

学校跡地等でも答申というのがありました。なぜ私がこれを言うかということですね、まちづくり総合計画の基本目標6の「地域とともに歩む協働のまち」というところがあります。協働行政運営とあり、協働のまちづくり推進には行政と町民が一体となった協働関係を築き、地域の力による協働のまちづくりを推進することが重要と示していращやるのが町長です。

町民共有の財産のため、当然情報公開は必要です。

また、公共施設等総合管理計画、管理に関する基本方針で、統合や廃止の推進方針というところがあるんですけれども、「住民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等の統合や廃止の推進に向けた政策」とあり、「公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が伴います」と。「それを最小限にするために、種々の公共施設コンパクト化の政策については、住民・議会と協議しながら検討していきます」というふうなところがしっかり載っております。

だから、順序としてはやはり答申を定める、附属機関等をしっかり定めて、住民と協働で考えたらどうかと、私は思うわけですね。

もちろん、当時、学校跡地等の検討委員会等はそうやってやっておりました。

しかしながら、今の流れのプロポーザル中では、そういったことが行われていないということで、こういったことをちょっと私は言ってるわけです。

町長はこれは選挙で選ばれておるのは当然ですけども、町民主体の政治を実現することが、これは住民自治の原則だと私は思います。

また、町民に公開した形で公共施設の廃止については、附属機関等で町民・議会と行政、協働で協議するのが、住民主体のまちづくりとして当然ではないかと思えますけれども、そのところ町長、もう一度、住民主体のまちづくりというところで、お答えを。

○議長（高木洋一郎君）　しばらく休憩します。

休憩　午後２時２分

再開　午後２時３分

○議長（高木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　御質問にお答えします。

今回の件もそうでございますけれども、公共施設等を売却する際には、当然、地元の住民の皆様の見解等を参考にしながら、今後、進めてまいりたいというふうに考えております

以上です

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

４番　荒木君

○４番（荒木宏太君）　町長には、先ほどありましたけど処分検討委員会等だけではなくて、やはり住民を巻き込んだ委員会、附属機関ですね、できれば附属機関でそういった協働のまちづくりとして住民参画をしていながら、プロポーザルという流れにしていきたいなと私は思います。

菊水・三加和新町経営建設計画というのがありますけど、この基本目標の一番に、「社会文献に対応した自立したまちと」あります。

内容は、情報公開や住民参画などにより、行政を身近で信頼できるものとなるように努めるとともに、住民自治を基本的な行政の根幹として、住民による自主的、主体的な地域運営の確立と行政との協働による自立したまちを目指しますと訴えております。

その気持ちをしっかりと町長には持っていて、町民が主体であるという気持ちで、施策をしていただきたいなというふうに思います。

町長から御意見があれば。

そうしましたら、２番目の質問に移らせていただきます。

農林業の政策について。

質問の要旨（１）和水町の農産品のＰＲはどのように行われていたか問う。

質問の要旨（２）町内林業における現在の作業員数と年間の搬出材の量を問う。

お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

質問事項の2、農林業政策について。

質問の要旨（1）「和水町の農産物のPRはどのように行われていたか問う」について、お答えします。

農林畜産物のPRにつきましては、先日、開催いたしました山太郎祭での品評会をはじめ玉名圏域定住自立圏における各市町でのイベントでのPR、そして学校給食への農畜産物の提供、山鹿・和水定住自立圏におけるタケノコの商品化などを行っております。

また、ふるさと納税の返礼品、新たな加工品の開発など、農家の皆さんの御協力をいただきながら広く情報発信に努めているところです。

さらには、熊本県の東京事務所に職員を派遣しており、東京銀座の熊本館などにおいて、農林畜産物に限らず、観光PRと併せて広く発信をしているところです。

次に、質問の要旨（2）「町内林業における現在の作業員数と年間の搬出材の量を問う」についてお答えします。

町内における認定林業事業体は玉名市森林組合のみとなりますので、玉名森林組合の数値を申し上げます。

直営班の作業員数は6人で、令和4年度の森林整備を行った作業面積は36ヘクタールです。そのうち搬出した材積量は1,732立方メートルとなります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 本町の基幹産業は皆さん御存じのとおり農業ということで、まちづくり総合計画においても課題として、「農産物の魅力を積極的にPRし、ブランド化を推進するまち・ひと・しごと創生総合戦略には特産品に共通のロゴを作成し、プロモーションとして冊子、Webサイト、イベント広報展開を行います。農産物の付加価値を高め第6次産業化の支援、商品化を推進します。和水町産の農産物消費拡大」とございます。

再質問ですが、農産物の生産者の所得向上に向けた取組について、お答えをお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 荒木議員の御質問にお答えいたします。

昨今の農業情勢は、少子高齢化を背景に担い手不足による農業従事者の減少や耕作放棄地の増加、さらには円安、ロシアによるウクライナ侵攻の影響による原油価格や資材費の高騰など、依然として生産者の方々にとって先行きの見えない厳しい局面が続いているところでございます。

このようなことから、地方創生交付金を活用した資材高騰に対する一時的な支援をはじめとし、販売促進活動といたしまして、東京、大阪、名古屋、福岡などの大手市場関係者と生産者部会を通じての売り場確保や農産物の適正価格に努めていただくよう働きかけを行って

るところでございます。

また、農産物に付加価値をつけて差別化を図る取組といたしまして、来年度から有機農業の推進に向けた推進協議会を立ち上げる予定というところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木君

○4 番（荒木宏太君） 所得向上に向けた取組をいろいろお聞きいたしました。

ちなみにですね、生産者の所得向上の実績とか要望など聞き取りやアンケートなどの調査というのはしておるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 荒木議員の御質問にお答えいたします。

農業基盤強化法というのが改正がございまして、令和7年3月までに地域ぐるみによる活動ということで地域計画というものを策定しなければならないこととなっております。

現在、準備を進めているところございまして、来年度から、その地域ごとの意向をお聞きするための座談会等も開催する予定としております。

現在はその意向調査を行っているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木君

○4 番（荒木宏太君） ぜひとも生産者の所得向上に対する調査等、聞き取りをしていただいて、売り上げの向上、所得の向上に向けて取り組んでいただきたいと思います。

山太郎祭、産業祭の始まりとお聞きいたしております。

農産物の出品方法についてなんですけども、以前は行政区や公民館等で引き受けていたというふうにお聞きしました。この前、山太郎祭の際にも、生産者の方からお話を直接聞いて、「以前はそうだったんだけど、今は出せないというか、役場に持っていかなければならない」と、「ちょっとそういうのが不便だ」といった声がありましたので、生産者が出しやすいような配慮が必要だと私は感じてます。

またそれとですね、あと売り場のスペース、そういったこともお話をされておりました。「以前はもっと農産物のテントが、スペースが広がった。しかしながら、最近はちょっと小さくなってるんじゃないか」というふうなお声をいただいたもんですから、そういった点において、改善できるのかどうかお聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 荒木議員の御質問にお答えいたします。

山太郎祭による農林産物品評会の出店の数は年々減ってきているのが現状です。それを改善す

るべくいろいろ農業団体のほうに御依頼はしておるところですが、今回は伸びなかったというところでは。

あと出品物の回収、そもそもは区長様、分館長様、あと産業文化部長様辺りにお手伝いいただきまして、例えば、区長様のところに全部、区長様が回収して地元の分をですね、それを職員が取りに行くという手はずを取っておりましたが、そもそも区長様にちょっと御負担をかけるというところがいろいろありまして、平成30年度までそのやり方をしてたんですけども、それを令和元年度から区長様辺りの御負担を軽減するために、出品者自らが支所・本庁に持ってきていただくという形の手法に変えています。

どうしても運べないという方につきましては、あらかじめお電話いただくと、職員のほうに取りに行くというルールでございますので、なるべくそれで今の現状で頑張っていきたいというふうには考えております。

あと物産館のスペースでございますが、確かに手狭というところもいろいろちらほら話は聞いております。

失礼しました。テントのスペースにつきましては、今、出品数の規模に応じた規模でテント数で構えております。これが出品数が増えれば、どうしても手狭になりますので大きくなるというところでございますので、テント規模が大きくなるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 時間が少なくなりました。最後の質問を受け付けます。

あれば、ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木君

○4 番（荒木宏太君） ありがとうございます。最後になりますけれども、先ほども言ったように、この情報公開とか住民参画ということを私はちょっと強く言いましたけれども、これは行政を身近で信頼できもできるものとなるように、そういうことでちょっと言いましたけれども、いろいろな町民の方からも声を聞きます。

町長は町民からの大きな期待があると思うんですね。ですから、ぜひともリーダーシップを持って住民主体の政治を目指して頑張っていきたいと思えます。

以上で、4 番議員、荒木康太の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で荒木議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時15分

再開 午後 2 時30分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、白木議員の発言を許します。

5 番 白木君

○5番（白木淳君） 皆様、改めましてこんにちは。

（こんにちは。）

5番議員、白木です。師走の忙しい中に議会傍聴いただきましてありがとうございます。また、公民館等で御視聴いただいております皆様にもお礼申し上げます。

また、議事録をお読みになる皆様には、私の一般質問は熊本弁が多く読みにくいかと思いますけれども、御容赦ください。

先日、テレビを見ておりましたら、近年の気候変動によって春と秋が短くなっており、日本の四季は2期になるのではないかとありました。昔から日本人は、日本特有の四季を体で感じることによって、五感が研ぎ澄まされ、手の器用さや感覚が鋭い人が多い人種とされてきました。その証拠に、ものづくりの分野などでは、メイドインジャパンの製品は全世界で認められるものがあります。

今後の気候変動も気になりますが、取りあえずは急激な季節の変わりによります体調の変化には十分気をつけていただきたいと思います。

話は変わりまして、先週11月29日は熊本市の大洋デパート火災50年の日でした。私が生まれる前の出来事ですが、死者104人、負傷者67人を出した国内デパート火災史上最悪の惨事として、今なお語り継がれております。

この火災の反省から消防法の改正・強化が進み、不特定多数の人が利用する建物に自動火災報知器、スプリンクラー、屋内消火栓などの設置を義務づけられました。

しかし、火災はいつ起こるか分かりません。幸い今年度、本町では大規模な住宅火災は起きていませんけれども、日頃から防火意識の高揚に努めなくてははいけません。冬は特に火災が多い時期になります。町民の皆様もお気をつけいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、通告しておりました2項目について、質問いたします。

質問事項1、和水町消防団について。

質問の要旨（1）合併時の定員数及び実数、過去5年間の定員数及び実数の推移を問う。

質問の要旨（2）新入団員の獲得に向けて、取組や団員不足の改善に向けての取組や今後の方策を問う。

再質問以降は、質問席で行います。執行部におかれましては、明瞭な答弁をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項1、和水町消防団について。

質問の要旨（1）「合併時の定員数及び実数、過去5年間の定員数及び実数の推移を問う」について、お答えします。

和水町発足時、平成18年3月1日時点での数値となりますが、和水町消防団条例、定員数が640人、実員数が624人となっております。また、過去5年間の定員数及び実数の推移でございますが、令和元年度が定員数500人、実員数488人、令和2年度が定員数500人、実員数470人、令和

3年度が定員数500人、実員数471人、令和4年度定員数500人、実員数432人、令和5年度が定員数450人、実員数418人となっております。

次に、質問の要旨（２）「新入団員の獲得、団員不足の改善に向けての取組や今後の方策を問う」について、お答えします。

消防団員の高齢化や消防団員の確保は全国的な大きな課題となっております。

また、近年、大雨や地震などによる自然災害なども多く発生している状況の中、地域住民の安心安全に対する関心はますます高まっており、その対応に当たる消防団の任務は重要になるとともに、より一層、大きな役割が期待されています。

しかしながら、人口減少を大きな要因とし、消防団員の数は減少の一途をたどっております。本町の消防団においても、合併時の実員数624人から、本年4月1日現在418人と約200人減少しております。

これらの要因としましては、人口減少による過疎化、若者流出による新入団者の減少、そして団員の高齢化などが考えられます。

町としましては、地域住民の安心安全な生活を守る上で消防団員を確保することは重要であると認識しています。各分団において、新入団員の勧誘を行っており、町広報誌においても消防団募集について掲載しております。

今後も引き続き、消防団員募集のポスター掲示や町広報誌、そして町ホームページ、公式LINEへの掲載、各種イベントでの広報活動などを通して、新入団員の確保や団員不足の改善に向けて周知を図っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木君

○5番（白木淳君） 答弁ありがとうございました。

まず最初に、質問事項とはちょっと違いますけども、町長は消防の副団長までされておりましたので、消防の基本というか、そういうところで1点。答えたくなければ、答えなくてもよろしいですけども。

火災の現場において、一番にしなければならない、また一番大事なことは何だと思われるでしょうか。答えたくなければ答えなくても結構です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

火災時の現場での対応ということでございますけれども、まずは人命優先だというふうに考えております。当然、消防団員の人命も優先する必要がありますので、火災現場ではその役割に応じた対応のほうが必要になってくるというふうに学んだと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

○5 番（白木淳君） 全く正解だと思います。

けれども、一番に私どもが先輩方から習ってきたのは、水利の確保がいつも。その役職だったとか、そこでまたちょっと意味合いが変わってきますけども、実消防団員であるならば、まず最初に水利の確保。

私の話をしますと、私が20歳の頃に消防に入ってますね、入るときも嫌々消防団に入りました。1軒1から1人は絶対入っとなんだらうと。もう年が一回り以上離れた人たちと飲むのも面倒くさいとか、そういうのが嫌でなかなか入りたくなかったんですけども20歳で入って、ただ練習に参加するぐらいだったんですよ。

ところが、入団して2年目ぐらいですかね、5月に板桶で大規模な火災がありまして、そのときちょうど三加和支所の前にある飲食店で、ちょうどそのとき飲んでましてね、そのときにサイレンが鳴って、「火事ぞ、サイレンどこだろうか」と。放送が昔は外で流れていたもので、外で聞こうと思って表に出たら、もう目の前が物すごい火事だったんです。そのときに、「わっこら走って行かなんたい」って言って走って行って、私たちは新入団で意味も分からず、ただ、火点のほうに、火の強いほうに取りあえず走って行きよったんですよ。

そしたらですね、そのとき一緒にいた先輩が「お前どこに行きよつとや。一番におるもんは、まず水利ば見つけなんたん」って言って、最初にその水利が一番重要だということをそのとき学んだというのがあります。

それと、消防操法訓練をしている人たちならば必ず知っていると思いますけども、火点は前方の標的、水利はポンプ右側後方防火水槽というふうに、必ずこういうのは消防に入っていれば覚える、もう選手じゃなくても、練習している姿を見て覚えていく、これが消防団その地域を守る、よく最初の出初め式なんかで、町長ですとかの祝辞の中にも、「伝統ある和水町消防団」というふうに言われるところのゆえんは、やはりそういうことじゃないのかなと私はいつも思いながら聞いております。

消防にかける思いというのは人それぞれでありますけども、私たちも、火事があれば必ず駆けつけます。亀崎議員なんかも元広域に勤められて、日中であらうと仕事をもう放っぱり出しても火事ときには駆けつけておりました。それがいい悪いは別として、それだけ消防に対してももちろん敬意をもって、そして住民の生命財産を守るということを第一に消防団で活動を今現在も私も現役ですのでしております。

前置きが長くなりましたけども、これはあくまで以前からうわさでよくあります。現在、条例では定年が50歳というふうになっております。うわさによりますと、もう定年が50歳から延長するんじゃないだろうとかいう話をよく聞くことがありますので、そこら辺の真意はどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、うわさというのがこの場に適してるかどうかというのは気になりますけれども、定年延長については考えておりません。

消防団の幹部会議などでも協議は一度もしたことはございません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木淳君） うわさですので、ここを出すのがどうかとは思いましたが、そういう話も若手の中でもちょいちょい話が出てきますので、ちょっと御質問させていただいたというところでございます。

話は変わりますが、これはもう私が所属している部での話で大変、申し訳ないんですけども、平日昼間に火災が発生した場合、私しかいないということがよくありました。今現在もよくあります。

以前、1人で積載車に乗って行きましたら、当時の団長さんからもうこっぴどく怒られるというようなことがありました。

それからですね、誰か来るまで5分間は待つというふうになんと部の中で決めてですね、5分間は待つようにしました。その5分間待っても結局、来ないんですよ。人がもうそもそも地元から働きに出ているもんですから。

その5分待ってる間に、家からだとなん分、下津原ぐらいまでもう行ける距離、5分間、火事で5分燃えてるということは相当なもう延焼もするということまで考えますと、私の考えとしては、現場に行けば、誰かもう大体、役場の方だったりとか直接、仕事現場から火事の現場に行くような人がいると、私は今までいたことが多かったんで、行ったら誰か手伝ってもらったら放水の準備はできるかなと、いつも思いながら行っておりました。

この考えが正しいかどうかは別として考えていただきたいんですけども、それぐらい町民の生命と財産を守ることだけをもう考えて、早く行って、それが私がけがするとか、そういうところまで考えるとまた別の話になりますけれども、そういうことで私はもう5分待ってるのがもったいなくてしょうがなかったんです。

あるときですね、5分火事のサイレンが鳴って、5分間1人で待っている状態のときに近所の方、同じ地域の人で消防のOBさんが何度か通られるようなことが、私が1人で待っているときに、ありましてですね。

いつも思っていた。私がその当時から思っていた。「まだ退団しなはって五、六年だけん、消防の操作方法でも何でも知っておられるけんが、連れていくこたんな」と、いつも思いながら思っていたんですよ。

その当時から、消防を退職された方の予備消防を導入したらどうだろうかとというのはもう、15年ぐらい前から私はいつも思っていました。お聞きしますと、山鹿市の専業農家が多いある地区の話ですけども、40歳で定年、その後は大体60歳ぐらいまで第2消防として、現役団員が来るまでにその火事の現場まで積載車に乗って行って、つなげて、そして消防の現役の人たちが来たらす

ぐ交代する。そこまでのようなことをされています。

もちろん報酬などはもう全くなく、ただただ自分たちの地域を自分たちで守るという思いだけで頑張っておられるというところが実際にあります。

本町もそういう思いの方が多んじゃないかなとちょっと思うことがありますので、今後の方策として、幹部会等で話し合うことができないかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの白木議員の御質問では、言うならば「退団者の方をもう一度」というようなことでよろしいでしょうか。機能別分団みたいな。はい。その件についてお答えしたいと思います。

実は、12月4日の熊日新聞の一面にですね、「熊本市が成果が実って、団員が増えました」という記事が載ってたんですけど、一応、和水町のほうでも今、議員から御指摘があったとおり、10年ぐらい前からの幹部会議の中ではそういう話があってありました。

しかしながら、今現在の団員の中で機能別をつくるかどうかというのは結論が至っていないというのが現状です。

それには報酬の面もありますし、事故とかけがの問題ですね。1回退団された方のそういう補償について、まだ十分話す必要がありますので。

あと、今からまた幹部会議のほうではじっくり話してですね、本当に団員が少ない場合はそういった機能別分団等の導入も必要かなというのは認識はしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木君

○5番（白木淳君） 菊水地区、多いところはもちろん住宅地があるところは多いと思いますけども、先ほど、合併時から比べると200人、まだ20年たたずで200人以上ももう減っているような状況ですので、やっぱり何かしらを考えなくちゃいけないんじゃないかと思います

各地区に自主防災組織というのがございますけども、毎年、名簿の提出は区長さんのほうからされているかと思いますが、何年前だったですかね、自主防災組織の名簿を私たちも名前を書きましたけども、そのときに班分けとかいろいろあっていたんですね。

私、今現在も、もうこの前ちょっと資料を見るまで全然、分かりませんでしたけども、いろいろな人に聞いたところ、「そもそもその自主防災組織って、あったつや」からまず始まったんです。

その後ですね、担当いろいろありますけども、「そぎゃん担当に俺なとったつや」という意見がほとんどでした。自分が何の担当か知らない住民が多いというのは、それはもちろんその行政区の方、その区長さん辺りがちゃんと知らせてないというところもあるかもしれませんが、それを取りまとめる町のその指導とか周知がちゃんとできていないのかなとか思ったものですから、そういうところを今後どうしていかれるか、その指導とかですね、そういうところをお

答えたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの自主防災組織の件での御質問がありました。

実はこの問題に関しまして、毎年、最初の区長会のほうで全区長様にお願いをしております。

区長様のほうから、各地区の名簿というのはいただいております。

あとは運用の仕方、訓練の仕方等につきましては、確かなチェックはしておりませんので、一例を挙げますと、きちっとしているところは、その範囲の方に全てお配りして防災訓練まで地区のほうでされているところもあります。

今、御指摘があったように、まだ全員の方にはやはり行き渡っていないと思いますので、もう一度、区長会等を通じて各地区の自主防災組織の内容を、よければ区民の方までお伝えしていただけのような体制づくりを執行部のほうでやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木淳君） よく分かりました。やはり自主防災組織というのはですね消防とはちょっと意味合いが違いますよね。結局、何ていうんですかね、その災害を目的とした水害だったりとか、もちろん地震も和水町ありましたけども、そういうことを想定してつくってやる組織ですので、私が言いよるその消防のというのがちょっと違うもんですから、先ほど申しあげました年齢がまだ50代、60代でも全然ばりばり消防をやれるぞという方々が結構、多いと思うんですね。

そこら辺をちょっとまた自主防災組織とは離れて、結局、自分の家の近所とかで火事が起きれば、大体、手伝ってもらえるのがほとんどなんですけどね。枠組みという点、また、やはり「暇してる」と言うといけませんけども、全然、体が自由に動いて手伝えるぞという方は結構、近所でも多かったんで、そういうことを申し上げさせていただいたということでございます。

そして、消防団に積極的に協力いただいている事業所とか団体に消防団協力事業所として協力をいただいておりますけども、現在の登録していただいている事業者、いつ頃、協力されたかが分かれば、お願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時52分

再開 午後 2 時52分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの消防団協力事業所の件についてお答えいたします。

平成25年4月からこの体制をとりまして、今現在、町内の6事業所のほうと、この協力契約の

ほうを結んでいる状況となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木淳君） 6 事業所、町内に結構な企業はあると思いますけども、この 6 事業所が平成25年から、6 事業所はもうそのときに入っておられたんですかね。

ということは、もう今、令和 5 年でしょう。その間に全然、増えるとか、相談に行かれる。

近年、いろいろな企業さん、大田黒にも R i n g さんが来られましたし、あそこの弓揮工業さん、ちょっと名前を出していいかちょっと分かりませんが、町内から勤めておられる消防団員がおられる方なんかがいるかちょっと私も把握しておりませんので分かりませんが、そういうところに協力、または協定なんかのお願いをされに行かれたとか、するつもりだとかそういうのがあれば、お答え願いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほど、「6 事業所」と言いましたが、平成25年に加えられた事業者が 1 社、平成26年が 3 社、平成28年が 2 社ということで、1 社は町内の事業所じゃなく町外の事業所が入っております。

実は、これは従業員に和水町の消防団員がいるというのが 1 つ条件となっておりますので、まずもって和水町消防団がいるということが条件となります。

だから事業所の中で、当然、町外の方とか年配の方とかで入っていない方もいらっしゃいますので。

あと、この募集の仕方につきましては、やはり 1 つずつ行くというのは実はやっておりませんが、こういった形での協力募集書というのはこれから周知してですね、どんどん、特に今おっしゃったようにいろいろな新しい企業も来ておりますので、まず消防団員がいる事業所には積極的に声かけして協力体制をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木淳君） いやあ、本当そう。町外の 1 社、ちょっとどこか分かりませんが、大変ありがたいですね。

結局、先ほどから言いましたうちの部の中でも町外に勤めている人がほとんどなんですよね。せっかく山鹿市、玉名市辺りとその広域連携をしている中でそういうところの枠組みなんかも考えていただけるとですね、もっと。

確かに例えば、玉名のとんと離れから、三加和のとんと離れまで帰ってくるとかそういうのはちょっとですね、現実的にどうかなとも思いますけども、そういう体制が少しでも取れて、協力ができたらなというふうにちょっとと思いますので、本当に考えていただきたいと思います。

それからですね、質問事項の2の要旨の（2）のほうに移ります。

消防団員能力活用免許取得に対する助成金というのがあるんですよね。現在まで、私もこういうのがあるというのを、つい先日まで知らなかったものですから、現在まで交付された実績がどれぐらいあるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの消防団員能力活用免許取得に関する助成金ということでお答えいたします。

平成29年度にこの要項のほうを策定しまして、今の実績としましては、平成29年度に1件のみ交付のほうをしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木君

○5番（白木淳君） 平成29年に1件取得助成されているというのは、何の免許で、どういう目的で取られたか分かるでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この要項にありますように助成の対象としまして2級の小型船舶操縦士免許、それと自動二輪の免許というのがこの助成の対象の免許となります。

今回、平成29年度には1件、第4分団のほうで2級の小型船舶免許ということで、河川に近いということで、特に船舶を乗る機会が多ございますので、そこでこの助成を使われております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木君

○5番（白木淳君） 助成対象の免許が2級小型船舶、先ほど言われた4分団、川が近いから2級。確かに船を使われますよね。たしか6分団も、平野地区なんかは船を使った実習なんかもしておったと思います。

この2級小型船舶の免許は分かるんですけども、もう一つのこの自動二輪免許というのはどういうのを想定されて、こういう免許の項目が挙げられているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど、分かりますかね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 自動二輪の資格の要件ですね。これは先ほど言いましたように平成29年度に要項のほうを制定しております。

これも消防団の幹部会議のほうで要望がありまして、今おっしゃったように災害現場での活動

を行う際に、その能力を十分に発揮できるような免許というようなことで、消防団のほうから要望があって、この要項ができております。

先ほどの1つが、その河川の近い分団にとっては船を持っていると。でも、もう小型船舶免許がないとできないということで今回、1件だけやっております。

それと自動二輪につきましては、同じような状態で車が入らないところ、そこは自動二輪というか普通の原付じゃなくて自動二輪の免許が要るだろうということで、それも幹部会の要望等がありまして、この2つの免許だけをこの助成対象にしようということで、当時、要項のほうが作成をされております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木君

○5番（白木淳君） 分かりました。ちょっと私もですね、この自動二輪は何に使うんだろうと、ちょっとずっと思ってたもんですから。

それもですけども、これがつくられたのが平成30年2月20日に告示されておりますよね。まだ5年たたず、5年ぐらいですね。もう6年。

昨今ですね、オートマ限定の免許しか持っていない団員もたまにいます。消防の積載車はほとんどがマニュアル車だと思うんですよ。オートマ車はちょっとあるんですかね、ちょっと分かりませんが。そういったオートマしか持っていない人なんかの限定解除の免許取得、大体4万円から8万円ぐらい差がありますけども、そういう人に助成をすれば、もっとその付加価値という点で、消防に入ると限定解除、それはちょっと、それがいいかどうか分かりませんが、そういうことも考えたらどうかなと思いますけどもどうでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの車のオートマ限定からのマニュアルの免許ということでお答えしたいと思います。

先ほど、この要項の目的を言いましたが、災害現場での活動を行うことに際して、その能力を一番、発揮する免許ということで、当時も今も、小型船舶免許等を自動二輪、先ほど「狭い道」と言いましたが、実は物資の輸送とか交通渋滞があったところでも、自動二輪は行けるだろうということで補助の対象としております。

今おっしゃったそのオートマ限定で積載車に乗れないというのは、確かに車を持っていく必要がある場合は、当然、免許を持った方が運転していただくというような形で、まだそこまでオートマ免許から消防団員の団員を確保するための1つの手段としてこの要項を活用するというのは、ちょっと今のところ多分、会議のほうでも出しておりませんので、考えていないと思います。

また、他の団員を増やすための策としては、これ以外のことで考えればなということを考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木淳君） このオートマ限定のことだけでなくですね、例えば。ちょっとこれは消防の話と外れますけども、町では2トン車トラックを乗ってますよね。2トン車のトラックというのは今の若手の人は乗れないんですよ、積載量が1トン半のダブル・・・までしか乗れないと思います。そういう方は結局、もし災害があつて、「おい、ちょっと乗ってこい」と言っても乗れんとですよ。

また、女性の方で農林振興課辺りはまだミッションのトラックとか乗ってますかね。そういう場合は、ミッション持っていない人は乗れませんよね。オートマ限定の人がミッション乗ったらまず駄目だからですね。

やはりそういうものの付加価値というのもつけていかんと、やっぱいかんとじゃないかなと私はいつも思ってるんですけども、やっぱそれは、個人個人で取るべきだろうなんですかね。ちょっとそこら辺が私と大分、違いますので。

○議長（高木洋一郎君） 消防団と大分、かけ離れておりますので、別の質問に変えてください。

○5 番（白木淳君） はい。消防のことで言えば、先ほどから言っておりますオートマ限定をミッションに乗れるようにということを私はちょっと申し上げたところで収めていただきたいと思います。

これと起因してといいますか、積載車に乗って事故した場合とか、保険なんかはたしか普通の自賠責だけしか入っていないと思いますけども、もし普通の団員が事故した場合というのは、どこから支払われるのか、ちょっと普通の車の保険とはまたちょっと意味合いが違うと思いますけども、そこら辺も誰が団員が運転してもちちゃんと補償されるべきにしとくのがいいんじゃないかなと。普通に今なっているんだったら全然、構わないんですけども、そういうことも含めてお考えいただいておきたいと思います。

それからちょっと話は変わりますが、現在の女性消防団員、今、活動されておりますけども、今現在の人数を知りたいので、お願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） まず1点目の消防団員の事故とかけがについてです。

消防団員というのは消火や救助とかその消防の活動に当たっているとき非常勤の地方公務員ということになりますので、当然、公務災害のほうで補償になります。

よって、車には当然、保険はかけてるし、本人というか体のほうにも、その地方公務員として何かあったときには、公務災害というので対応ができます。

それと、女性消防団員は今現在は15名となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5 番 白木君

○5番（白木淳君） 15名おられますけれども、役場に入っている方が多いんですかね。何名ぐらい役場の方、普通の民間の方というものの割合というのは分かりますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 15名中ですね、5名の方が、民間の方とか会社員とか、残りが公務員、役場の職員になっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木君

○5番（白木淳君） この15名の方というのは、実際にこの災害の現場に、火災の現場に出動するということはあるのでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 今現在は災害もしくは火災のときに直接の出動のほうは実際しておりません。

今のところ火災予防週間、または何かの行事があったときに参加していただいている状況です。出初め式また訓練大会、そういったところに全部、出動していただいている状況です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木君

○5番（白木淳君） 今これだけ20年足らずで200人減っているような状況ですよ。もう本当、団員不足を本気で改善すると思うんだったら、やはりどこからか入れなくてはいけないというところがあると思うんですよ。じゃないとこのままいったら、また定数を今450人が400人になって、次は350人になってと。どんどん自分たちの伝統を守られないどころか生命財産を守られないんじゃないかなというところまで来ると思うんですよ。

本気で改善すると思うんだったら、ちゃんと現場で男性消防団員と変わらないですね。確かに消防団というと男社会ですよ。

ですけども、やはり女性団員とかも普通に同じ普通の部に入って普通に訓練を受け、火事の時には、もちろん出てきてもらう、そういうふうなこともやはり考えるべきじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） まず、団員の減少についてちょっとお答えしたいと思います。

実は、平成18年4月現在で、先ほど3月の合併のときの人数を言いましたので、4月1日で入退団がありまして、そのときの団員が605名でした。605名おりました。

しかしながら、そのときの18歳から50歳未満の人口は男性だけで1,969人。ということは、そ

の1,969人中30%の方が消防団員として入っていただいております。

本年度、令和5年4月では、同じく男性のみで1,237人、住基上。そのうち女性も入りまして418名入られてますので、割合でいきますと33.8%。そうすると、当然、人口のほうも大分、合併から減っておりますので、人口の割合から行きますと、平成22年から女性消防団を入れまして、その分ちょっと10名ぐらいは増えておりますが、消防団の団員の皆さん方からすれば、勧誘等はいろいろ努力をしていただきまして、合併当初の人口の割合の3割しか入ってなかった人数を34%ぐらいまでは増やしていただいているというのが1つは現状です。

だからどうしてもやはり人口が減れば、その分総人数は減っていきませんが、そういった活動をやっているということを、まずお答えしたいと思います。

そのほかで女性消防団、平成22年から消防団、女性消防団入っていただきまして、今、申しましたような活動を主にやっておりましたが、もう10年以上たっておりますので、今後は先ほどの機能別と変わりませんが、女性の場合は現場での交通整理とかいろいろなことができると思います。当然、そういったことを今度、幹部会議のほうで提案といたしまして、女性消防団の活動する場面をもっと増やして行って、充実した消防団活動にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木君

○5番（白木淳君） 本当、昨日、新聞に載っておりましたけども、熊本市の消防団がちょっと一時的に、と言ったらまたいけませんけども、団員が増えたと。見ておりますと、大学生とかそういう方に、消火とかそっちのほうじゃなくてまたそれこそ災害のほうの消防団ということで入られたということが載っておりました。

先ほど、総務課長が言われたようにしゃんむり火事じゃないとでけんとかじゃないとですよ。災害、さっき言われた交通誘導だったりとか、やはりなくてはならないわけですよ。実際に男、体力のある者が前に行って、水利、ちょっと機械ぐらいなら女性でも見られるかもしれんけどです。やはり危ないところには男が行かなんというのは分かります。

ちょっと時間もないので、今後の和水町消防団の御活躍を祈りつつ、次の質問に移ります。

質問事項2、行政運営について。

質問の要旨（1）現在、国が推し進めているデジタル社会の実現に向けて町の取組を問う。

質問の要旨（2）行政事務手続等のデジタル化やAI等の導入についての議論など、既に取り組まれている施策があるか問う。

質問の要旨の（3）DXが進めば対応できる職員が必須だと思うが、町の考えを問う。

お願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項2、行政運営について。

質問の要旨（１）「現在、国が推し進めているデジタル社会の実現に向けて町の取組を問う」について、お答えします。

デジタル社会実現への取組としまして、まず住民の移動負担軽減を目的とした本町支所間の遠隔相談窓口のシステムを今年の８月に導入しました。

また、11月より、町民の皆様の利便性の向上を図るため、コンビニにおいて住民票や印鑑登録証明書が取得できるコンビニ交付、それと一部の税金などを支払うことができるコンビニ収納を導入したところです。

また、国が目指すべきデジタル社会のビジョンをデジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会としており、このビジョンを実現させるためには、住民に身近な行政を担う町の役割は重要だと考え、本年10月に、株式会社 J A P A N D X 社と包括連携協定を締結し、自治体 D X の推進体制の構築に向けた取組を始めたところです。

次に、質問の要旨（２）「行政事務手続等のデジタル化や A I 等の導入についての議論と、既に取り組まれている政策があるか問う」についてお答えします。

行政事務手続等のデジタル化については、住民サービスの向上及び住民負担の軽減の観点から、マイナンバーカードを活用した書かない窓口の導入を検討しているところです。

併せて、行政手続のオンライン化にも取り組むべきと考えております。

A I については、まだ検討の段階にも至っておりませんが、今後、働き方改革の観点からも、業務の自動化や業務支援ツールとして A I を導入することで、職員の業務効率化や住民サービスの向上の実現に寄与するものと考えており、先行の導入自治体などを参考にしながら、和水町の実情に合った活用に向け、調査研究を進めてまいりたいと考えています。

次に、質問の要旨（３）「D X が進めば対応できる職員が必須だと思うが、町の考えを問う」についてお答えします。

総務省が定めている D X 推進計画において D X を推進するためには、組織体制の整備やデジタル人材の確保などを計画的に取り組むことが掲げられています。

情報システムの標準化・共通化や自治体行政の行政手続のオンライン化に向けての継続的な推進など、現在、過渡期に来ていることや、今回の D X の取組は極めて多くの業務に係る取組を短期間で行うものとするものであることから、一定の期間の中でそれらを実現していくためには、専門的な人材の確保、そしてデジタル人材の育成は必須であると考えております。

そのためにも、専門性を有する民間団体の人材の活用、併せて自治体 D X に向けての職員研修等も強化していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木淳君） 町がやっと、「やっと」というか、今、国が進めているデジタル社会の実現に向けてと。先行して令和 2 年に本町では学校の I C T 化を推進するために、タブレットを購

入して町内の全小・中学生に配布しておりますけども、まだこれといったこの今の運営状況、この2年たちますけど、そういうことをちょっと御報告できるのであればお願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） 白木議員の質問にお答えします。

現在の児童・生徒のタブレットの現在の運用についてということでお答えします。

今、議員おっしゃったとおり児童・生徒への1人1台の学習端末を令和3年3月に整備を完了しました。現在、3年目を迎えているということです。

町としましては事業支援ツールや学習ドリル教材などを導入しまして、第5期科学技術基本計画、通称「Society 5.0」と言いますが、この時代を生きる子どもたちにふさわしい全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて取組を進めているところでございます。

本年4月からは、自宅へのタブレット端末の持ち帰りを可能としました。学校の実情に応じた持ち帰りを始めているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木君

○5番（白木淳君） 適切に運営がされている。また、使用される小・中学生の皆さんが、分け隔てなくちゃんと使用できているということを今、確認させていただいたようなところでございます。

近年、やたらともうICTですとかDXという言葉をよく耳にしますけども、私ももういまいちぴんと来ないというかですね、もうほぼほぼ理解は多分できていないんじゃないかなと思います。

昨日の全協でも、先ほど言われましたコンビニの住民票の写し、印鑑登録証明の交付とか、これもDXなんでしょう、多分。自治体、行政におけるDXの推進でやはり一番に考えるべきことは、住民の利便性向上になるかならないか、その1点が一番最初にくるところだと思います。

その次に、多様化する自治体行政の効率化。先ほど言われたバックヤードのことですかね。集約化ですとかそういうところがやっぱり2番目に来るのかなと。

役場で使う行政事務には欠かせないソフトですとかシステムがあると思うんですけども、導入されるに当たって、各課で見積もりを取ったり金額との査定とか使いやすさだとかそういうことをされると思うんですけども、ちゃんと査定ができているかどうか、分かればお聞きしたいんですが。

2番です。

○議長（高木洋一郎君） （2）ですね。

○5番（白木淳君） 行政事務手続のことです。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時19分

再開 午後 3 時20分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 白木議員の御質問にお答えしたいと思います。

システム等の改修に伴う専門性が高いというところで、そういうところの選定はちゃんとできてるかというところの御質問だと思います。

まず、仕様書を作りまして、それに基づいて進めておりますが、複数のベンダーさんに見積りをとって、一応、その中でちゃんと担当のほうで精査するという形をとっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木淳君） なぜこのようなことを申し上げたかといいますと、今年の4月にある研修に参加しまして、これは本町だけの問題ではなくて全国の地方自治体で問題となっております。

業者の言う言い値で見積り、そしてしっかりとした査定とか検証ができないままに導入されているという問題が、よその自治体でも聞くことができました。

その結果はどうなるかというと、物すごい額を払わされるんですよね。もちろん見積りをちゃんとして、うちの町では仕様書なりなんなりでうまいことやっておられると思いますけども、そういう見積りの言い値とかそういうのを高額にされないためにも、防ぐためにもですね、専門的な知識を持った、もちろん人材の登用、また、先ほどありましたけども、デジタルに対しての講習会をやっておられるというふうに答弁がありましたけども、やはり専門性の人材の登用というのは、うちの町でも建設のほうの専門の人を見つけたりとか、実際、入ってくるか分かりませんが、それだったり今の保険なんかの人材を登用するのも大変なことだと思います。

今、デジタル社会を目指す上では、やはりデジタルに詳しい人、また詳しくなっていかなければならないと思います。

例えば、デジタルとは違いますけども、職員の試験を受けるに当たって、例えば、専門知識の人を合格させられるような点数の、これがいい悪いは別としてですね、そういう人が入ってきやすいような問題を作るとか、じゃないと。それがよい悪いは別としてですよ。じゃないと入ってこれないのじゃないかなと。

また、給料面に関しても、やはり民間のほうに流れていってしまう傾向があるんですよね。そういうことを考えると、やはり環境的に整備してやらないといけないんじゃないかなと思いますけれども、いかがお考えかお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 3 番のDXに対応できる職員というところで質問がございました。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 白木議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、デジタル専門職の採用が一番すっきりするのかなとは思いますが、なかなかそういうわけにはいかないと思っております。

まず、私たち職員のスキルをアップするというのがやはり基本にあると思います。研修等を通じながらスキルアップをしながら、またあとDX推進のリーダー辺りを決めながら進めたいと思っております。それに伴う包括連携協定も交わして、そこら辺のサポートも受けたいと思っております。

あと外部人材の登用につきましては、すみません、失礼しました。国のデジタル専門人材派遣制度などをしっかり活用しながら、人材派遣制度も視野に入れながら、この後は検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木淳君） 日経新聞の1月12日に載ってたんですけども、国費解剖というところで、国が進めるデジタルまちづくりの成果が生んでいないという背景があるそうです。

70%、約7割が自治体のノウハウが不足していると、こういうふうなことになって、結局、「国が進めるデジタルが地方のほうにちゃんとうまく作用されていないというのが現状」というふうに新聞に書いてあります。

やはりそういうところを考えますと、広島市ですとか愛媛ですとか、県と市・町でDX推進会議なんかをつくって、県で人材を登用した人を市と町でシェアする仕組みなんかをつくっておられます。そういうところにも、県のほうに呼びかける、もしくは有明広域で考えると。

そういうふうにしないと、うちの町だけで人を雇おうとしてもできないというのはもう明白だと思いますので、そういうところも考えて、今後のDX社会に邁進していただきたいと思います。

最後に、国はもう物すごい勢いでデジタル社会を推進しています。

しかし、あるその講演会でも聞きましたけれども、「急速なDXの推進は、新たなリスクの発生可能性があります」と。結局、デジタル社会を構築していく上で、やはり私たちはデジタルをほとんど知らない世代、今の40代、50代。まだ分からない時代の世代の人たちが多いんですよね。今から20代の人たちとかはデジタルに詳しい、それが当たり前ですけども、まだそういうところがあります。リスクの可能性がありますので、そこをもう一度、よく考えてもらいたい。

このそもそもの趣旨、地方分権の趣旨に沿っているか、自立した自主的な判断を町はできているか。少子高齢化・人口減少にDXは欠かせませんけども、この無駄なDX、これもまた当然、今後、出てくる可能性があるんですよね。そこら辺をもう一度、精査できる人材を育ててもらって、まちづくりに役立てていただきたいということを願いまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、白木議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時27分

再開 午後 3 時45分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、亀崎議員の発言を許します。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 皆様、改めましてこんにちは。

（こんにちは。）

1 番議員の亀崎でございます。くじの順番によりまして、一般質問 2 日目、最後の登壇をさせていただきます。

また、本日は、早朝より議会傍聴に足を運んでいただきました傍聴席の皆様方や各公民館にて御視聴いただいております町民の皆様方に心より感謝御礼申し上げます。しばらくの間、私にお付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。

さて、町民の皆様も今朝の、また昨日の報道等で御承知のこととは思いますが、昨日、本町菊水小学校内で、小学 2 年生の児童が学校に勤める職員の運転する車にはねられる。そして、けがをするという痛ましい事故がございました。まずもって、けがをされたお子様の一日も早い回復を切に願っております。

また、事故に遭われた児童の御家族の皆様のお気持ちを察すると、町に対しましては早急な原因究明と再発防止対策の徹底を図っていただきますよう、そして併せて、児童が通われている学校の子どもたち、児童の心のケアに当たっていただきますようお願いしております。

さて、本日 12 月 5 日は世界土壌デーという日でございます。

世界土壌デーとは、土壌資源に対する理解を深め、その認知度を高める目的で制定された国際デーのことで、国連食糧農業機関が 2013 年に制定しました。

私たちの足元に広がる土壌は、あらゆる生物・植物を支える基盤でございます。また、より一層の農業開発と安定した食料供給のためにも、質の高い土壌を確保することは極めて重要と言えます。

しかし実際には、世界が抱える土壌問題は年々、深刻化しております。2015 年に国連食糧農業機関が発表した世界土壌資源報告では、全世界の土壌のうち 33% が浸食や塩類集積、酸性化及び化学物質による汚染が原因で劣化していると報告されております。

これ以上、肥沃な土壌が失われれば、近い将来、深刻な食糧危機が訪れるであろうというふうに国連食糧農業機関は警告をされておられます。

町内でも過去を見ますと、エコア熊本の管理型最終処分場建設時には、河川などの環境汚染が懸念されておりましたし、近年、県内を見渡しますと、T SMC の菊陽町進出により、周辺地域

では地下水の減少などが懸念される声が聞かれます。つまり私たちにとっても決して他人ごとではないと言えます。

日本で12月5日を世界土壌でだと認識している人は決して多くはないと思いますが、本日、一般質問の中で、私も住環境の整備や森林等の整備について触れることとしております。

1年に一度だけでも、世界土壌デーとして、一人一人が世界の土壌が抱える問題を知り、関心を寄せ、どう解決していくべきかを考える機会に捉えていただければと思います。

それでは、和木町議会定例会規則第61条第2項の規定によりまして、先に通告しておりました一般質問通告書に基づき一般質問いたします。

質問事項といたしまして、3点挙げさせていただいております。

質問事項1、学校跡地の利活用について。

要旨（1）町内の売却された旧小学校での雇用状況及び税収はどうなっているか。また、旧南小・旧春富小・旧緑小学校についての今後の対応について問う。

これで1回目の質問を終わりますが、執行部におかれましては、答弁は簡単明瞭で結構です。再質問以降の質問につきましては、質問席より行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） それでは、御質問にお答えします。

質問事項1、学校跡地の利活用について。

質問要旨（1）「町内の売却された旧小学校での雇用状況及び税収はどのようになっているか。また、旧南小・旧春富小・旧緑小学校についての今後の対応について問う」についてお答えします。

学校跡地活用事業により売却した4つの旧小学校での雇用状況及び税収についてです。

まず、雇用状況については、本年度は11名の町内在住者が雇用されています。税収については、令和4年度の実績としまして380万円程度、令和5年度の見込みで820万円程度の納税額となっております。

次に、旧南小、旧春富小、旧緑小学校の今後の対応についてでございます。

まず、旧南小においては、当該事業者との売買契約では所有権移転の日から3年以内に事業改修をしなければならないと定めており、あと1年余りの猶予がございますので、当該事業者と今後も情報交換を行いながら、事業開始時期の調整を行っていきたいと考えています。

続いて、旧春富小におきましては、現在、1階の教室1室を田中城ミニミュージアムとして活用していますが、空き教室につきましては、令和6年3月に廃止する春富集会センターの機能移転先として地域のコミュニティー施設の機能を有した活用を進めてまいります。

また、2階以上の部分におきましては、民間活力を導入したサテライトオフィス、またはコワーキングスペースとしての活用ができないか、現在、検討を進めているところです。

続いて、旧緑小におきましては、現在、活用している事業者との契約期間が令和6年10月末までとなっており、今後の活用方法等について、現在、調整・検討を進めているところです。

なお、契約満了後の方針としまして、売却または賃貸借の双方での活用を前提に考えておりますが、これまでの約10年間は無償での使用賃借としておりましたが、この間に小学校跡地の活用・売却を図ってきていることも踏まえまして、町の財産を有効に活用し、新たな財源を生むためにも賃貸借の場合でも有償とすることの検討も進めているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。合計しまして神尾小学校、西小学、東小学校のほうで、雇用数については令和4年度11名、それから税込については380名、令和5年度は820万円を見込んでおられるというふうなことでございました。

まず初めに、売却されたどの小学校も約100年以上、中には140年ほど地域住民の皆様方に愛され育まれてきた学校でございます。売却する過程では、住民の皆様方から様々な御意見、御要望、反対の声など数多く当時の執行部や議会に対してはあったのだろうというふうに思います。

そのような過程を経て売却された施設でございますから、住民の皆様方の関心事は、売却された今でも多く持たれております。ぜひ、執行部におかれましては、売却後も企業と緊密に連携し、私は今後でもですね、例えば、工場の増設、関連企業の町内への誘致、そういったものを進めていただけるよう図っていただけるようにというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 亀崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

誘致して終わりではなく、これからもいろいろな情報交換等しながらですね、情報をキャッチボールしながら企業様が発展しますように支援はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

次に、今後の対応について伺います。

まず初めに、売却をいまだに手つかずのまま放置されている旧南小学校についてですが、期限が先ほど、町長の御説明で「3年」というふうな形であと1年ほどがあるというふうなことでございまして、今、調整のほうをされておられるというふうなところでございますけども、南校区の方々やまた町民の方々の中には、売却されたにもかかわらず、現在、何も行われておられないというふうなところで、不安、疑念、そういったものが生じておられるというふうな方々もございます。

ちなみに、現在、手つかずの状態、その契約から約2年近くが経過してきたというふうなところで、地元住民への説明ですとか、また後方支援の周知、そういったのは考えておられるのかお聞かせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

今年の夏頃だったと思いますが、現状報告という形でおたよりを南校区の住民の方にお示しをしたという段取りはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

夏頃、南校区の方々にはそういった形でおたよりという形で示してこられるというふうなことでございますけども、やはりそうやって懸念されておられる町民の方々もございますので、不安解消の一つずつ努めていただければというふうに思います。

次に、旧緑小学校でございます。

現在、複数の企業が無償で貸し出されているというふうな形で、先ほど、答弁されておられました。また今後については、現在、無償のものをやはり他の学校、それから町の財産というふうな観点から、有償もしくは売却というふうな形で検討を図っていきたいというふうな町長の答弁でございました。

まだ現在、有償の場合の賃貸料が幾らするかとか、内容とか、または売却するのはどういうふうにとか、そういったことは全然、決まってないような感じなんですかね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

今まさに調整中でございます。いろいろなほかの他団体の情報辺りも集めながら、どうにか年度末までにお示しはしたいというふうな予定で今、作業中でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

先に売却がされた神尾小学校ですとか西小学校、そういったところでちょっと、今後、有償ですとか売却を進めていくに当たってでございますけども、神尾小学校とか西小学校とか東小学校とか売却されるときに、学校内にあった机とか備品とかロッカー、そういったものが数多くありまして、当時、100円で売られてました。

そういった中で、町の学校内にある備品をどこかに持ち込んで売却をしようというふうには考えたくないんですけども、ただ、複数名で来られていろいろ貼って、そしてトラックを持ち込んで搬出されるというふうなケースも、私自身もそうです、当時、多分、役場で売却に携われていたスタッフの方々は目撃をされておられると思います。

決して町のそういった学校にあった備品を営利目的で売却をしたというふうには捉えたくはないんですけども、やはりそういった方々がいらっしゃったというふうなところですよ。

そのとき多く声が寄せられたのは、まずはやはり町の学校の備品、役場が「教育委員会の備品」と言ってしまうとそれでおしまいなのかもしれませんけども、結局、町民の税金で買った備品でございますので、それを払い下げだったりとかする場合は、まずはやはり各校区の区長さんですとか地元の、「地元」と言いますか町内の区長さん辺りに「必要なものがないかどうか」とか、今度、旧春富小学校、旧緑小学校、旧南小学校、そういったところをやるときに、中にある備品関係、そういったものを必要であれば、まずは区のほうに払い下げですとか売却をしていって、その後、町民の方々が必要だというふうな形であれば、内覧会を開くというふうな形でいいのかなと思います。

もう過ぎてしまったことですが、神尾小学校のときにそういうふうなことがございましたので、その辺りの備品の売却取扱いについて、できないかを尋ねさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。当時なんですけれども、まず、役場のほうで使いたいものがあれば取りに行ったというのを覚えてます。机とかテーブルとか椅子を、まず役所のほうで。

その後、残ったやつを100円で、町民の方にとったんですけれども。

今、お話がありましたように、その間にまず地元の方々に必要なものがあれば使っていただくというのが最良、最高、いいと思いますので、次の取組のときはそういった対応をしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。ぜひそのような形で進めていただければと思います。

次に、前回の9月の私の一般質問の折に、町が廃止を検討されておられる春富集会センターについて御質問させていただきました。

その際、「春富集会センターをもし廃止するのであれば、その機能については旧春富小学校のほうに移転をしてほしい」というふうな旨をお伝えし、私はそれが最善の策であるんじゃないかなというふうにお伝えをさせていただきました。その考えについては今も変わっておりません。

そういった中で、先ほどの町長の答弁では、「春富集会センターについては、旧春富小学校のほうに機能移転を考えておられる」というふうなことでございました。

ぜひですね、私もそのような形で機能移転を進めていただきたい。地域の核であった旧春富小学校に再び人が研修会やお茶の間筋トレ教室などで集うような形になって、旧春富小学校への機能が働くことによって、役割が果たされていくものというふうに思っております。

町長、春富集会センターは旧春富小学校に移転するというふうなところでよろしいですか、機

能移転。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。前回の議会でもそのように答弁したと記憶してはたんですが、公共施設の個別計画にも掲げておりますとおり、春富集会センターの機能移転先としましては、春富小学校の校舎及び体育館を活用することとしておりますので、これにのっとって進めていく予定です。

今回も春富小学校のミュージアム以外のお部屋を使っただければというふうに考えており、さらに施設自体の活性化を図るためにも、2階の活用等も今回、御説明させていただいたところでは。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。ぜひそのような形で旧春富小学校の活性化に取り組んでいただければと思います。

次の空き教室の利用ですけども、先ほど、町長の答弁では、「まず、春富小学校については、2階辺りには民間のサテライトオフィス、そういったものを整備できれば」というふうなお話がありました。私もそれについてはですね賛同するところでございます。

あとですね現在、田中城ミニミュージアムが中に入っておりますけども、まちづくりの観点からお聞きますけども、町には金栗四三さんゆかりの品々ですとか水俣市出身で1992年から晩年を和木町津田で過ごされた日本を代表する世界的版画家 秀島由己男先生が、数多く遺品を町のほうに寄贈されて、現在、町のほうで保管をされておられます。

そのような品々を展示するスペース、そういったものも設けていけば、ミュージアムと併せてそういった形で裾野が広がっていくのかなというふうに思います。

併せて、町内には秀島先生はもとより木工芸の方ですとか陶芸の方、様々な方が御活躍をされておられます。そういった方々の展示スペース、紹介スペース、そういった形で設けたり交流の持てる環境を整えることで、これから世界に羽ばたいていこうとする芸術家の卵の方たちが本町に訪れるきっかけというふうになれるかもしれません。

その起爆剤として、春富小学校への芸術家の作品の展示スペース、そういったものの整備はいかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。まず、金栗先生の遺品等についての件なんですけれども、現在、金栗生家の屋根の改修を行っております。来年の4月から、新たな形で遺品の展示等ができないかということで今、社会教育課と話をしているところです。

それ以外の秀島先生等の作品等につきましては、当然、町民の皆様はじめ町内外の皆様に見て

いただく機会をつくられば良いと思いますので、今、いただきました御意見を参考に、旧春富小の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。先ほどの町長の答弁で、「テレワークでシェアオフィス、サテライトオフィスそういったものの整備ができないか考えていく」というふうなことでございます。

私もちょっと調べさせていただいて、御紹介させていただければと思います。

近年、サテライトオフィスについて、国もデジタル田園都市構想の中で様々な交付金を御用意されておられます。町のほうも承知されてらっしゃると思うんですけども、地方創生テレワーク型というふうな形で交付金がございます、補助率が4分の3、それから2分の1、2つございます。

サテライトオフィスの整備支援だけでなく、進出する企業定着地域活性化の事業も措置ができるというふうなものでございます。

その中に、施設整備利用促進事業というものがございまして、施設整備運営事業費、最大でし9,000万円、利活用促進事業費最大1,200万円というふうな形で記載されてます。

また企業進出支援としては、進出する企業としまして最大1社当たり100万円があるというふうなところでございました。

全国では約49団体が取り組んでおられて、熊本県を見ますと、先ほど言いました4分の3の事業のほうに天草市、芦北町、それから2分の1のほうに山鹿市、阿蘇市、玉名市、小国町のほうが申請を手を挙げて取り組んでおられるというふうなところでございます。

ちなみに4分の3を受けられてらっしゃる熊本県天草市さんの事例を紹介させていただきますと、天草市さんも本町と同じように広域合併をされておられます。そういった中で、牛深市、昔は牛深市役所だったと思うんですけども、牛深町の牛深支所の一部を民間運営のサテライトオフィスとして整備をされ、若い方々、若年層の就職の受け皿となるように、IT事業者やゲーム、アニメイト制作者などを進出企業のターゲットとして誘致をされて、整備のほうをされております。

交付決定事業費といたしまして8,820万1,000円。このうち国費で6,600万円という形で補助があつとるというふうな形で、こういった取組も全国的には様々な形でされております。

本町職員の方々もいろいろ交付税措置、補助金を見ておられるかと思いますが、そういったものもありますので、そういったのをうまく利活用されながらしていただければと思います。

また、こちら文科省になるんですけども、近年、どこの小学校も中学校、高校、廃校をしていたりとか問題になっております。本町は幸い募集をかけると、事業者が来ていただいて企業誘致につながっているというふうな形でございますけども、なかなか企業誘致に結びつかない自治体もあるというふうなところでございます。

文部科学省では、みんなの廃校プロジェクトというものを進めておられます。

このみんなの廃校プロジェクトというのは、廃校活用推進のために全国各地のすぐれた活用事例の紹介や、活用希望をされる廃校情報の公表を通じて、うちの学校、廃校になった学校を使ってほしいという自治体と、またそういった学校、廃校になった学校を使いたいという企業をマッチングするシステムだということでございます。

そういったマッチング事業というのもあってありますし、調べてみますと、廃校の活用に当たって利用可能な補助制度、国のほうでは、今、申し上げた文科省もそうですけども、総務省もそうです。全体で見ますと約17事業あるというふうなことでございます。

ぜひそういったものをうまく活用しながら、そして、企業が来ないのであれば、そういうマッチング辺りも活用しながらうまく利活用していただいて、旧緑小学校、旧春富小学校を核に新たな企業進出、そして町に対する交流人口、定住化に努めるようにできないかというふうな形でお尋ねさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。まさにこの10月1日に包括連携協定を結んだ株式会社JAPANDX社というのが、他の自治体等において、そのデジ電の交付金の実績等が多数ございます。この辺りをうまくノウハウを活用して使えないかなというふうに考えているところ です。

それ以外も今、御紹介のありました文科省の補助金等いろいろございますので、有利な財源を活用した中で、改修なり進めていければと思っておりますので、ありがとうございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。ぜひ執行部には御検討いただきまして、町の財産であります学校跡地を有効に活用していただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

質問事項2、住環境の整備について。

要旨（1）町の専用水道の利用状況と今後の整備について問う。

要旨（2）住宅用太陽光への蓄電池設置補助制度の考えはないか問う。

要旨（3）町のごみ削減取組と、今後のごみ分別方法について問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項2、住環境の整備について。

質問要旨（1）「町の専用水道の利用状況と今後の整備について問う」についてお答えします。

町の専用水道は4施設あり、昭和61年に三加和中学校の学校用水道の水源井戸として中林に水

道施設を整備し、平成5年4月から専用水道として給水を開始し、現在、三加和支所、三加和公民館、町営住宅板楠団地30世帯、有明広域行政事務組合組合玉名消防署の和水三加和分署、それと板楠駐在所、それと野田産業株式会社三加和工場の計7か所に給水を行っています。

そのほか平成10年10月に供用を開始した久井原住宅団地給水施設として52世帯に給水を行っています。

また、和水町立病院及び和水町特別養護老人ホームきくすい荘の給水施設も事業用及び飲用として使用しているところです。

詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

次に、要旨（2）「住宅用太陽光への蓄電池設置補助制度の考えはないか問う」についてお答えします。

近年、住宅用太陽光蓄電池の設置は災害対策や電気代削減の手段として注目されてきており、国の補助金制度などを活用し徐々に普及してきている状況です。

熊本県内で令和5年度において蓄電池の補助金事業を実施した自治体は10団体ございます。和水町においても補助制度を実施するかについて、現在、町民の皆様からの御要望は特にあってはおりませんが、ニーズの把握や財源確保など財源の課題の整理を行い、実施している市町村などを参考に、今後、検討してまいります。

次に、要旨（3）「町のごみ削減取組と、今後のごみ分別方法について問う」についてお答えします。

町のごみ削減の取組としましては、生ごみ処理機の購入補助を行い削減を図っています。

また、ごみの減量化と資源の有効利用を図ることを目的に、資源回収事業として奨励金を交付しております。

次に、ごみの分別方法につきまして、現在、クリーンパークファイブでは、17項目に分別した処分が行われています。クリーンパークファイブを構成する1市3町では、今年度から可燃ごみに分別していたプラスチックごみのうち食品トレーを拠点回収し、各市町が独自に再資源化を図ることとしています。

また、今後の取組としましては、これまで改修を行っていなかった機器のバッテリーなどのリチウムイオン電池の拠点回収を来年度に向けて実施する方向で、構成市町の調整が進んでいるところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

地域振興課長 野田君

○地域振興課長（野田敏治君） ただいまの亀崎議員の御質問についてお答えします。

「和水町専用水道の利用状況と今後の整備について」というお尋ねでございました。

和水町専用水道は平成4年12月9日に熊本県へ確認申請を行い、平成5年4月1日から専用水道として給水を開始しています。給水人口は、令和5年4月現在で96人であり、1日平均の給水量は約37立米となっております。昭和61年に整備した給水施設は、令和5年で37年目を迎え、今

後は施設の改修を計画的に行うこととしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

まず初めに、要旨（1）について、再質問いたします。

私、専用水道、先ほど、町長の答弁で「4 か所、町内にある」というふうなところでございますけれども、今回はその中で板楠地区の専用水道についてお伺いさせていただきます。

日頃から板楠ですとか上板楠地区の方々から、「ちょっと水が悪か」というふうなお話をお聞きいたします。

そこでちょっとお尋ねをさせていただきますけれども、町では年に1回、補助金を出して各家庭の水質検査を実施されておられますけれども、板楠地区に限ってで構いませんので、これまで例えば苦情ですとか、御相談そういったものがあったのか、実施状況を踏まえて御説明いただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいまの亀崎議員の板楠地区の水質検査の状況ということでお答えいたします。

亀崎議員が申されましたとおり、住民環境課では毎年、家庭用飲用水の水質検査の希望を取りまとめまして、補助金を交付しております。

毎年、町内で200件前後の調査を行っておりますが、その中でおおむね15%から20%が飲用不適合という結果となっております。

不適合のお宅には、水質浄化装置の設置と補助金について御案内をしているところです。

それから、直近3年間の検査結果を見ますと、板楠地区の検査件数は6件ございました。うち2件が不適合という結果でございます。

これにつきましては、サンプル数が非常に少なく明確なお答えはできませんけれども、不適合割合の平均値からすれば、多少、高い状況にはあると思われそうですが、特別に悪い状況ではないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。昔から「泥臭い」というふうに言われるんですよ。私の家の知人も最近、板楠地区のほうに家を建てられました。検査では問題ないのかもしれませんが、ちょっとにおいというところで、ボーリングを大分、掘ったんですけどもにおいが消えないというふうなところで、まず、屋外にろ過装置を設置されて、そこから屋内に引き込んで、それで蛇口のところにまた再度、ろ過装置をつけて現在、利用されておられるというふう

なことでございます。

そのほかにも、軽石のような異物が給湯器に詰まるですとか、そういった形で飲水に苦慮されておられる住民の方々もおられます。

先ほどの課長の答弁で、「年間に専用水道の使用量が約37立米」というふうなことでもございましたけども、専用水道の容量は大体どれぐらいで、それに対して37立米ということなんですかね。教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

地域振興課長 野田君

○地域振興課長（野田敏治君） ただいまの亀崎議員の御質問についてお答えします。

まず、平成4年に県へ専用水道の確認申請を行った際には、施設能力は1日当たり21立米ということで届出を行っております。

1日平均の給水量が施設能力を上回っておりますが、水源には2基の受水槽、それから、板楠団地にも受水槽がございます。また、水を使用する時間帯も異なります。そのため、単純に施設能力と1日平均の給水量を単純比較することはできず、施設の能力的に問題はないというふうに理解しております。

また、水源の水が不足しているといったこともございませぬし、水源周辺の水量が不足しているということも聞いておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。すみません、ちょっと分からなかったので教えてください、ありがとうございます。

今のところ、その21立米ですけども、時間帯で使われるところが生活スタイルで変わっておられるというのと、また、受水槽があるので、そちらにタンクでためて供給するので、まずもって今のところでは水量に対しては不足はないというふうなお答えでございました。

私は、21立米に対して37立米と。単純にそこだけ数字を見れば、「足らんじゃん」というふうに思うんですね。

そういったところで先ほどちょっとありましたけど、板楠地区と津田地区の間に和火葬場というのが以前ございました。今はありませんけども、そこ、この間プロポーザルでかけておられましたけども、結局、不落といいますか応募がなくてできなかったと。

私が思ったのは、私はその境のほうの津田のほうに住んでるんですけど、私のほうはそんな異臭とか、何か物質が軽石みたいなやつが上がってくるというのは、私たちの上津田地区では聞かないんですね。でもそれが板楠のほうに行くと、そういうふうなお話を聞くと。

ですので、例えば、火葬場というふうな用途もあるので、今回、入札を実施しても誰も応募が来なかったというのを考えると、今まで使われていた用途でもあるのかなというふうなところで、私は、今後、住宅を整備していったり、また、企業を新たに誘致していこうと、そういったとき

にこの専用水道を直接、今はヤ公共施設ですとか、その30世帯も板楠団地の方々ですけども、民間の普通の家屋に専用水道を引けないのかなというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。まず、和水町斎場跡地を給水施設とする考えは、毛頭ございません。

斎場の跡地でございます給水施設として、地域の皆さんにその水を給水を行って、飲用として御利用いただくということが、地域の皆様の御理解をいただけるかといったら、私はできないというふうに認識しています。

斎場跡地については、昨日の全協で申し上げましたとおり別の使い方を検討してまいりたいと考えております。

それと、新たな水道施設を造る場合にはかなりの財政的な負担がございます。

当時、平成8年ぐらいに計画の話があったと伺っておりますが、全戸加入辺りが必須になるぐらいの事業費がかかってまいりますので、行うに当たっては慎重に地元の御意見を聞きながら進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 「火葬場の跡地については考えてない」ということでございますけども、専用水道はもう今、引いてあるじゃなかですか。

その専用水道から、例えば、近くに家を建てようというところには、そこから引くことはやっぱり、財政的には非常に難しいということですかね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

地域振興課長 野田君

○地域振興課長（野田敏治君） そもそも専用水道というものは、町がその関係者の方と使用を前提にして設置したもので、一般の需要に応じて線を引っ張るものではございません。

ですので、もし一般の家庭に水を供給する場合は、簡易水道といったそういった水道事業として整備する必要があるかと思えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。ちょっともう時間もないので、次の質問に移ります。

次に、要旨（2）の太陽光の蓄電池についてでございますけども、先ほど、県内では約10団体が蓄電池の補助制度を設けてらっしゃるというふうにお答えいただいたところでございます。

この蓄電池の整備について、私はぜひ行っていただきたいと今思ってますのは、そもそも太

陽光の発電というのは平成24年にFIT制度によって開始をされております。それから約12年、が経過しまして、平成24年度当初は1キロワット当たり約42円で売電されておりましたけども、令和5年度で1キロワット当たり約16円。約26円減ってきておるといふところで、メリッ
ト的にも、以前に比べると非常に薄くなってきております。

そういったことですかまた、昼間、外出するなど発電電力を自家消費しない生活スタイルなど、以前の生活スタイルを考えていくと、やはりこのコロナがあって、それまでは家で仕事を
するテレワークとかは少なかったかもしれませんが、今はテレワークをされてらっしゃる方も
増えてきておるといふような生活スタイルの変化もございます。

そういったこともございますし、また、この太陽光の廃棄については、非常に国内、見渡して
も廃棄する事業者さんが少ないというふうなところでございます。

太陽光の耐用年数もございますし、そういったところを考えると、やはり災害に強いまちづく
りですかそういったものを考えますと、その家庭用蓄電池への補助制度を早急に県内でも45市
町村のうち10団体がやっているというふうなことでございますなら、国の蓄電池に関する補助金、
そういったものを経産省、環境省、国交省など様々ございます。そういったものを勘案して取り
組んでいただければというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。町長の答弁の繰り返しに
なるかと思いますが、他団体10団体ありますので、その内容を精査しながら、財源確保等もあ
りますので、慎重に進めてまいりたいと、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

次に、要旨（3）の再質問に移ります。

令和3年6月11日にプラスチックに関わる資源循環促進に関する法律というものが公布され、
令和4年4月1日から施行されております。

それに基づいて、先ほど町長のほうからもございましたけども、分別収集の徹底を、排出事業
者だけでなく利用者、そして国・自治体、そういった方々も取り組んでいこうというふうな
のがこの法律でございます。

そういった中で、先ほどの話だと、今日も朝、目に飛び込んできましたけども、本町役場の入
口の左側にトレイの回収ボックスがございました。やはり分別収集はしていかなければいけない
ところではございますけども、この市町村の分別については、拠点回収のみならずその分別にお
いて、家庭から出される現状は、役場には本町支所のほうに食品トレーの回収ボックスが最近、
設置されましたけど、でも家からごみを出すときには食品トレーは入れたまま出せますよね。

ですので、私は、やはり家庭から出されるごみ、そういったものもプラスチックを分別してい

く必要が、この法律を見るとあるんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） 亀崎議員の御質問についてお答えします。

プラごみの回収分別というのは、おっしゃるとおり国が法律で推進をしております。それで多くの自治体も最近、こういった取組が進んでいるというふうに理解しております。

まず、クリーンパークファイブの焼却炉についてが、亀崎議員も御承知かと思えますけど、熔融炉と申しまして、一定の温度を確保する必要があると。「一定の温度」といいますのが1,200度以上で焼却するという事なんですけども、となっております。

環境省の調べによりますと、家庭ごみに占めるプラスチック類の割合とありますが、容積比で約半分程度、プラスチックごみということが言われています。

家庭ごみ中のプラスチック類を除いてしまうと、先ほど申しましたような高温での焼却に支障を来すというふうに聞いております。現状、法律ではプラスチックごみの分別収集再資源化というのが今のところは努力義務という位置づけでございまして、焼却炉の構造上の問題もございしますので、今のところやむを得ず国の方針には沿えてないといえますか、家庭での分別ができないような状況にございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 努力義務かもしれませんが、もう今は国と市町村は対等というふうな形でございますので、市町村に対して命令というような形でなかなか国からは指導は難しいような形になってきてますけども、この法律では、結局、自治体の責務というふうな形で記載されてますので、それは努力義務であるかもしれませんが、しなきゃならないことだというふうに思っております。

県内では、たしか昨年の令和4年第2回定例会で白木議員が一般質問した折に、当時の執行部からは答弁で、「熊本県下ではその当時、令和5年6月時点で6自治体が分別を行っていない」というふうな回答がございました。

1年半前で6団体が当時、してなかったというふうなことで、それからまだ1年半たってますので、やられてらっしゃるところ、また和水町のように食品トレーの拠点回収というふうな形で取り組んできているところというふうな形があるかと思います。

やはりここでいうその分別回収・リサイクルというのは、一部のところに拠点のボックスを置いて、それでオーケーというふうなことじゃなくて、やはり消費者、各家庭におられる住民の方々、その消費者の方々の責務もございます。その方々も、確かに食品トレーを持って役場に行けば、支所に行けば回収ボックスがありますのでできますけども、そこに限らず、やはりクリーンパークファイブを構成する南関、長洲、玉名市もありますので、和水町が一概に「やります」とは言えないと思いますけども、協議を図っていただきながら、その消費者の方々もその分別に

対する意識の啓発、そういったものを高めるためにも、国が進めるプラスチックに関わる資源循環の法律に基づいて、分別、1つでも1品目でもいいので、進めていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） 亀崎議員がおっしゃるとおり、プラスチックごみの食品トレーを拠点回収することで、町の役目はこれで終わりというふうには思っておりません。

今後、引き続き、国からはより一層、そういった分別について指導も強化されるというふうに思っております。

引き続き、クリーンパークの構成市町で協議をしながら、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

まず、今お話が出ているプラスチック資源循環促進法、昨年の4月、2022年4月施行の法令でございます。

この中の第6条において、「地方公共団体の責務として再資源化に努めなければならない」という定義がございます。

だから、先ほどのお話にもありましたように、町としてはやむを得ず今回、今できてないという、「努めたいんだけどもできていない」というのが実情です。

もし、違反してるのであれば法令違反になりますので、あくまで町の責務は努めなければならないとされております。

先ほど、担当課長からありましたように、1市3町の関連がございますので、今後の会議において、議題として提案させていただき、今後の取組が前に進むように話を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 課長並びに町長のほうから前向きな答弁をいただきました。ぜひ前進していただけるよう、努めていただければと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

質問事項3、山林等の整備と鳥獣対策について。

要旨（1）今年度、竹粉碎機を購入し、里山再生に取り組んでおられるが、今後の森林荒廃を防ぐ取組について問う。

要旨（2）イノシシなどの鳥獣被害が深刻となっているが、現在の対策状況と今後の取組につ

いて問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項3、山林等の整備と鳥獣対策について。

要旨（1）「今年度、竹粉碎機を購入し、里山再生に取り組んでおられるが、今後の森林荒廃を防ぐ取組について問う」についてお答えします。

現在、森林所有者は相続などにより不在村地主が増え、森林に対する関心が薄く、林業従事者の減少、そして高齢化が進行しており、山林の荒廃化が進んでおります。

このままでは、森林の公益的機能の発揮に支障を来すばかりでなく、土砂災害を引き起こす原因にもなりかねます。

このため、平成31年4月1日に施行された新たな森林経営管理制度を踏まえまして、森林所有者に対する意向調査、地区座談会を実施し、経費削減を行った上での森林整備、施業集約化に向けて取り組んでいるところです。

次に、質問の要旨（2）「イノシシなどの鳥獣被害が深刻となっているが、現在の対策状況と今後の取組について問う」についてお答えします。

近年、有害鳥獣による農作物への被害は甚大であると認識しており、町では捕獲対策と防護対策を行っています。

現状から申し上げますと、捕獲対策については、猟友会などへの捕獲業務委託により令和4年度にはイノシシで876頭捕獲いただいております、平成30年度から比較しますと2.3倍に増加しています。

防護対策については、侵入防止柵の整備に対する補助、狩猟免許取得に対する支援を行っています。

今後の取組としましては、捕獲や防護の強化はもちろんのこと、集落や農地へ鳥獣を引き寄せないための地域ぐるみで行う取組として、県の推奨事業でもあります「えづけSTOP!」を推進してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間が少なくなりました。

ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

まず、要旨（1）の竹粉碎機を購入し里山再生に取り組む森林荒を防ぐ取組についてお伺いさせていただきます。

竹粉碎機については、10月24日に講習会を町のほうで開催をされておられます。私のほうも当日、参加をさせていただきましたけども、そのときには多くの町民の方々が参加されておられました。

その参加された方々の中から、意見については農林振興課のほうでも把握・検討をされていることとは思いますが、改めてお尋ねをさせていただきます。

講習会のときに私が参加者の方々とお話をさせていただいて、その中で、「粉碎機を運搬するために2トントラックが必要になる」というふうな説明がありまして、「トラックを持ってないので、ちょっと活用するのが難しいな」というふうな意見をされる方が数名いらっしゃいました。

今後、町のほうで運搬用のトラックを導入する考えはあるのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 亀崎議員の御質問にお答えいたします。

その御意見につきましては、私どももお聞きしているところでございます。

粉碎機を購入する前につきましては、町が所有するダンプを活用していただこうと考えておりましたが、納入業者のほうの御意見といたしまして、ボディーがちょっと高過ぎるというところがございます、転倒のおそれがあるというところで、ちょっと低いボディーの2トントラックが必要になるだろうということでございましたので、今後はリースにするのか、購入をするのか、もしくはユニック等を所有されている業者、建設業者、もしくは玉名森林組合等にお願ひできないかということを含めたところで、今後、検討させていただきたいと思っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） ぜひリースですとか、また購入、またユニックを持っていらっしゃる事業者さんのほうに委託、そういったのも検討いただきながら、そして併せて、軽トラに乗るサイズの粉碎機、これは買ってもらえないだろうかというふうな疑問も言われる方もいらっしゃいました。そういったことも併せて、執行部のほうで次年度予算を編成するに当たっては御検討いただければというふうに思います。

次に、要旨（2）鳥獣対策について、御質問のほうさせていただきます。

イノシシの捕獲については、先ほど、町長の答弁のほうで令和4年と平成30年を比較しますと2.3倍というふうな形で、約870頭以上、捕獲されているというふうな形で、結構、びっくりする数字でございます。

その中で、これは三加和地区と菊水地区でのイノシシの頭数、分かれば教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 質問にお答えいたします。

菊水猟友会につきましては、銃による捕獲がゼロと。わなによる捕獲が241頭、三加和駆除隊につきましては、銃による捕獲が406頭、わなによる捕獲が140頭、合計546頭、わなの会につきましては、わなのみになりますけれども90頭、合計877頭ということになっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間が少なくなりました。最後の質問を受け付けます。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 菊水地区での銃の捕獲がゼロということでございますけども、私はですね、やはり猟に関しては、なかなか町民の方々、意識が低いのかなと。それ知らない、知る機会が少ないというのがあるのかなと思います。

銃に触れることもまず、当然ありませんし、見る機会もほとんどありません。

そういった中で、私、最後、時間もありませんけども、1つ提言させていただければ。

ぜひですね、そういった猟ですとか鳥獣、そういったものに触れる機会、例えば、山の日に山の感謝祭とかいうふうな形でジビエ料理を振る舞って町民の方にイノシシを食べてもらったりとか、そういった形のイベント、そういったものをしながら、鳥獣対策ですとか町にあるそのまだ猟を知らない人たちに知ってもらう機会の創出、そういったものにつなげていただければと思います。まして、時間も来ましたので、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、亀崎議員の質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

明日6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

散会 午後4時45分